

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成19年6月8日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	石 橋 敏 明 議員
11番	平 野 敬 祐 議員	12番	村 山 金 敏 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	安 井 明 議員
17番	伊 藤 清 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	20番	矢 野 清 實 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
収 入 役	辰 野 勝 五 君	教 育 長	青 木 三 芳 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	後 藤 学 君	健康福祉部長	寺 嶋 正 男 君
経済建設部長	山 崎 力 君	出納室長	野 村 義 二 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
総務部次長 兼総務課長	平 野 隆 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部次長	高 橋 芳 行 君

兼高齢者福祉課長

兼下水道課長

企画政策課長 横山孝三君

財政課長

加藤隆之君

監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 一般質問

松山 廣見 議員

前山美恵子 議員

月岡 修一 議員

杉浦 光男 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に15番 松山廣見議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○15番(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、相羽市長におかれましては、市長選を勝ち抜かれ、堂々たる豊明丸の船長として今まさに怒濤の荒海の中、出航せんとする心境かと思えます。私も、市民の皆様のご支援をいただき三たび議会の席に着かせていただきました。責任の重大さをひしひしと感じる昨今です。市長と同じ心境であります。と同時に、現場第一主義の精神で豊明市民の皆様のために同じ方向を見据えて力を発揮できることを光栄に思っております。市民の皆様は民間出身の相羽市長には、何かやってくれるのではないかと大変期待をしているところであり、それには市民、職員、議会の意見によく耳を傾けて決断していただきたく要望

いたします。

さて、本題に入ります。通告の順番を変更して、マニフェストの中から新市長にお尋ねします。

①インター周辺の開発と企業誘致推進で財源アンド雇用の確保についてであります。第4次総合計画の中に盛り込まれているものの、計画を引き寄せて検討するとか、市長の考え、構想があれば披瀝していただきたいと思います。私もかねがね地の利を生かしたインター周辺の開発には関心を持っているところであります。

②前後駅周辺と「まち」全体の活性化と改善についてであります。

まさしく前後駅は豊明の表玄関であり、顔であります。都築市長時代に開発が行われてすばらしく変わりました。

1. 安心・安全、2. 便利、3. 快適、4. 来てもらう、知ってもらう、そして住んでもらって定住人口を増やす。しかし、他地域に比べ豊明市は規制が余りにも多過ぎて人口が伸び悩んでいるのではないのでしょうか。少子高齢化が叫ばれていますが、もとより今は人口減少社会であると認識しています。ここらで手を打っていかねば手遅れになると思います。いかがでしょうか。規制を全部撤廃せよとは言いません。一部規制を緩めていく手法もいかがかと思えます。南部地域、とりわけ前後駅周辺の住民は泣いています。住民が泣くということは行政の責任と考えます。住民とともにまちづくりを考える、持続可能な計画推進でまちを知ってもらう、まちづくりに参加してもらう、滞在してもらう、住んでもらうという構想のもと、定住人口を増やしていくというところに進んでいく。一方住民も、まちづくりの主体者としての自覚を持ち、実際まちづくりに参加する。少し前なら、どのようにして国からお金をもらったかということであつたらうと思えます。

しかし現在はのことよりも、どのようにして市民に参加してもらうか、このことに重大な関心があります。財政事情が好調で予算もぜいたく、いわゆる箱物、道路改良、何でも実現できる時代はもう終わりました。まちづくりに動員できるものは、お金ではなく人、市民という時代。ある意味でこれこそ普通の時代と言えるかもしれません。しかし、なかなかそういう理解は転換期にあつて難しいことを常々痛感しています。市民が理解してくれないと嘆いてもらちが明きません。ここは行政がまず仕掛けをつくり、市民に丸投げではなく、まさしく協働というスタンスで1つのテーブルに着いてもらわなくてはなりません。まさしく市民が考え、市民が汗を流したことによってまちづくりができるのではないのでしょうか。これから前後駅を住民が生き生きと行き交う活気あふれるまちにするにはどうしたらいいか、相羽市長のお考えと構想をお尋ねします。

③医療費の無料化を中学生までに拡大とありますが、中学生は1年生から3年生までありますが、具体的にお示しください。そしていつごろまでに入院、通院ともに拡大されるつもりかお伺いします。

④女性への思いやり政策の拡充について。

不妊治療助成の拡充とありますが、愛知県は、人工授精などの一般不妊治療に対する

県独自の助成制度を7月から導入することを固めました。1夫婦につき治療費の半額、年間5万円を上限に県と市町村が2分の1ずつ負担する。不妊治療では、国が体外受精と顕微授精の特定不妊治療に限った助成制度を2004年度に導入し、年間10万円を上限としていた助成を本年度から20万円に拡大しました。県の助成制度は、特定不妊治療の前の段階で行われる検査や投薬、人工授精、手術療法など一般不妊治療を対象とする。神田真秋知事は、不妊治療について県議会の答弁などで「子どもができない夫婦にとって必要な治療で、助成制度の導入は少子化対策としても有効」と強調、2月の知事選のマニフェストにも少子化対策を緊急な行政課題として、独自に一般不妊治療への助成制度導入を盛り込んでいました。相羽市長もマニフェストに盛り込んでありますがどうなされますか、お尋ねします。

また、働く女性への積極支援(育児、仕事、余暇)とありますが、具体的にどのようなことでしょうか、お尋ねします。

2、次に児童の安心・安全の強化についてお伺いします。

①交通指導員の充実についてお伺いします。

市内に何名の交通指導員が必要で、現在、何名採用されていますか。沓掛学区で交通指導員の募集をされているようですが、なかなか申し込みがなく難儀をされているようですが、原因はどこにあるのでしょうか。登下校中、子どもたちの命を預かる責任ある交通指導員の身分を保障する採用の仕方も検討する時期に来ているのではないのでしょうか。このことについては、今回は深く追求いたしません、いずれかの機会に取り上げていきたいと思っておりますので、研究してみてください。

②地域の取り組みについてお伺いします。

地域ごとの児童の安心・安全の取り組みに大変な格差があるようですが、当局の対応はどこまで掌握し、地域に積極依頼されているのでしょうか、お伺いします。

③警察との情報交換についてお伺いします。

幹部交番の富田署長を始め署員は、日夜防犯及び交通安全対策に地域の中に入り込み、ともに活躍をしてくださっており、迅速な情報提供を期待いたします。

④18年度県事業の「学校安全体制地域連携推進事業」に参加して実績効果とその後の取り組みについてをお伺いします。

スクールガードは、各学校におのおの何名が登録されて活躍されていますか。制服が貸与されていると思いますが、どのような制服でありますか。

3、最後に(仮称)「お年寄りお元気チケット」の創設についてお伺いします。

①一般高齢者の健康増進、介護予防を図るため、地域文化や芸術、NPO、商店街などで利用できる「お元気チケット」(仮称)を提案します。

②費用(地域支援事業から支出)について自治体の判断により市の介護給付の2%程度まで利用券(チケット)を配布し、健康・生きがいがいづくりに資するさまざまなサービスを利用可能とする。

これからお年寄りが多い国になりますので、今までの介護保険のように具合が悪くなった方だけを手当とする、これだけでは要介護者はますます増え続けていきます。若い人の負担も周りの負担も大変であります。こういうことから、実は去年の4月から国の方でも介護予防に関して介護保険の一部を使うことができるようになっていきます。総額で大体1,500億円、また来年からは多分2,000億円になるとのこと。これは元気なお年寄り、つまり介護保険を使っていないお年寄り1人当たり1万円近いお金になるわけです。健康な方の中に不健康な方がいるんじゃないかというそういう調査に使ったり、また相談費用に使ったりという役所で使うような形でこのお金を使うのではなく、元気で長生きできるような方たちの介護予防に直接使えるような形で、お金をもっと活用すべきではないかと思うわけです。そこで、当局の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

ただいま松山議員の方から非常に範囲の広いご質問をたくさんいただきましたので、すべて網羅してお答えできるかわかりませんが、とりあえず順序立ててご回答をさせていただきますと思います。

最初にご質問のありましたインター周辺の開発と企業誘致、財源の確保と雇用の確保、これにつきましては、昨日も坂下議員、あるいは冒頭の石橋議員の方からご指摘がありました。この件についてはそのときにご回答を申し上げておりますけれども、あえて申し上げますと、本市のあの周辺というのは、伊勢湾岸道路の開通によって広域道路網というのが整備をされたということになっておりますけれども、きのうはアセスメントということを申し上げましたが、その周辺の土地の有効活用についての調査、分析といいたいまいしょうか、この部分をまず私はやっていきたい。そしてあの地域に適宜、適切に対応できるような産業を選択しなきゃいけない。そしてあの地域の便利性についてももしっかり見極めながら検討をしていかなければいけない。

ただやみくもに企業に来ていただいて、あそこで事業を始めるということだけではいけない部分がありますので、きちっとした組み立てをしていき、そういう組み立ての上に立脚をして、ではどんな分野の企業だとか産業がいいかと、こういうことも次のテーマとして出てまいりますけれども、これにつきましては昨日ちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはり精密組立的なIT関係の企業であるとか、あるいは環境にやさしい環境型の企業であるとか、それから地域にすぐ隣接をして花き市場もあるわけでありまして、いろんな意味でのバイオ事業の関係。それから、一つ視点を変えて申し上げると商業施設。これも

いろいろな制約がありまして大型店舗は今だんだんできなくなりました。考え方によっては、中規模店舗を3つぐらいつくって総合的な活力が出るような形の開発をするというのも一つの考え方ではないかと、こういうふうに思っております。

あるいは、元気のいいトヨタグループの会社もございませう。トヨタグループにも雑談でいろいろ話はしておりますけれども、ただ、この高速道路沿いの地域がトヨタグループの子会社、あるいは孫会社にとって有効かどうかということは相当研究をしないといけないう、こういう現状にもあるわけでありませう。

したがって、この1年間はあるそこの地域の環境のアセスメントをしたい。そしてそのアセスメントの方向づけ、あるいは状況によって対象企業、産業、そういうものについての働きかけを順次してまいります。こういう先を見通した仕事というのは、余り拙速的に物事を進めて、後でいろいろな課題を生み出すようなことは避けなければいけないう、こういうふうにしておりますので、慎重かつ果敢にやりたいと思っております。

それから次に、前後駅前のまちの活性化というご質問がございませう。まさに前後駅前のまちはかなりシャッターが閉まっていたり、非常に人通りも少なくなってきた。ただ、名鉄の急行の停車によって前後駅から名古屋駅まで約17分で行ける。この便利性というのはだれしも認めるところだと思ひます。例えば日進の日進駅から、栄と名古屋駅のちょうど中間に伏見の駅がありますが、あそこまで地下鉄に乗って行きますと28分かかり、約10分間の違いがあるわけでありませう。したがって便利性はよくなったけれども、商店の活性化がどうなのかというようなことについての新たなテーマが出てきたわけでありませう。したがってこの部分については、やはり議員がおっしゃったように住民の方、あるいは商工業者、商工会の皆さん、あるいは行政、もちろん議員の皆さんのご意見等もしっかりお聞きしながら、あそこを活性化していくための方策を考えなさいといけないう、こういうふうにしております。

いろんなお方にお話を聞きますと、「店は余りうまくいかないし、後継者もないからなあ」というようなご意見もあるわけでありませう。それじゃそういうハードなりソフトなり、あるいはそのファームウェアをつくって「こういうふうにしましょう」と言っても後継者がいない。やはり後継者を育てるといふことも一つの課題の中にあるわけでありませうから、そういうことにも注意を向けながら取り組みたい。

それからもう一つ、規制の緩和の問題がございませうけれども、これはあくまでも規制を緩和するといふのは手段でございませうから、目的をしっかりと見極めれば、その手段としての規制の緩和については積極果敢にやりたい、こういうふうにしております。

それから、医療費のご質問がございませう。昨日伊藤議員、あるいは坂下議員のご質問にもお答えしました。内容的にはほぼ同じでございませうので、昨日申し上げましたように、来年の4月を目標にして今の制度の拡大を図っていく、こういうことでお答えをさせていただいておりますのでそのご理解を賜りたいと、かように考えております。中学3年生までといふことも昨日ご回答しております。

それから、妊産婦健診の関係もありますけれども、一色議員のご質問にもございまして、これについても昨日ご回答をしておりますので、年間700人の赤ちゃんが産まれると1回の健診で約400万円、2回を5回に増やすということで1,200万円、これについても来年度の4月から実施をするということで準備をさせていただこうということでございます。

女性への思いやり政策の拡充という観点に立った不妊治療費の問題です。不妊治療に対する補助の県の制度というのは、昭和16年7月から始まっております。次世代の育成支援地域行動計画では平成21年から補助をする計画がありましたけれども、平成18年3月の議会でも支援を求める要求が大変強くなってきて、検討を重ねられた結果、平成19年4月1日から不妊検査、治療、人工授精に対してそれぞれ自己負担の2分の1、上限2万5,000円を補助する制度が始まったわけでありまして。県では従来、体外受精のみを補助していましたが、市町村が補助する不妊検査、治療、人工授精に対しても補助する予定があり、県の制度に合わせて内容の変更を検討させていただきたいと思っております。

もう一点、女性への思いやり政策の拡充の中で働く女性への積極支援。私がテーマとして挙げておりますのは育児、仕事、余暇と、こういうことでございますけれども、本市では、既に次世代の育成支援地域行動計画に基づいて平成21年までに取り組むべき課題や具体的な目標を定めているわけございまして、子育ての支援政策を中心に事業を進めているところでございます。したがって働く女性への積極支援につきましては、本行動計画の4つの基本目標の一つであります施設事業、ファミリーサポート事業や早朝の延長保育、一時保育、あるいは乳児保育などの特別保育事業及び放課後の児童クラブなどが対象になっておりますけれども、子育て家庭に対して育児と仕事と、やはりお母さんの健全な精神を育成するためには余暇ということも大事でございますので、そういうことも含めて支援をさせていただくような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと、こういうように考えております。

以上、私からの答弁でございます。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.7 ○総務部長(山本末富君)

それでは、児童の安心・安全の強化につきまして、総務部所管の部門につきまして順次ご回答を申し上げます。

まず、交通指導員の拡充についてでございますが、交通指導員は学童の登下校時における交通指導、交通安全教育活動等を行っており、現在6名の交通指導員を9小学校のうち豊明、栄、中央、双峰、大宮、館の6つの小学校に配置し、学童の登下校時における交通指導に当たっております。

沓掛小学校区は、担当の交通指導員が本年3月に退職されたことにより、後任者がまだ

決まっておられません。昨年の12月と本年の6月に市の広報に掲載して呼びかけ、またホームページにも掲載して募集をしておりましたが、ようやく1人応募がありまして、本日面接の運びとなりました。勤務時間が朝の7時20分から8時20分の1時間と、午後が1時から4時30分と変則でございますので、応募の方がなかなか難しいこと、また夏休みの1カ月半がありまして収入がその期間なくなるという部分も、応募が少なくなる原因だと考えております。

今後のことでございますけれども、交通指導員につきましては、財政状況が許す範囲内で将来的には拡充を図っていきたいと考えております。

2点目の、地域の取り組みでございますが、16年に沓掛町で発生しました事件以来、各地域において防犯パトロールが自主的に行われております。各地域での活動状況などを調査し、把握している自主防犯活動団体は55団体で、主な活動は小中学校の登下校時のパトロール活動、立哨などが全体の47%を占め、ほぼ毎日活動している団体は全体の26%でございます。今後も犯罪防止のため地域住民が自主的に活動をされ、地域の安心・安全に努めていただきたい。市といたしましても、昨日の市長答弁にもございましたように、支援のアイデアを考えていきたいと考えております。

3点目の、警察との情報交換でございますが、愛知地区安全なまちづくり推進協議会において、平成19年の街頭犯罪抑止目標を前年比15%減の設定をし、警察を始め関係機関、各団体と緊密な連携のもと、防犯活動に取り組んでおります。

犯罪発生の把握は、16年度に警察OBを地域安全監視員として採用し、警察など関係機関との円滑な情報交換を図っております。犯罪発生の速報は、区長にファクス送信、安心・安全ネットワーク登録者にはメールの発信をしております。また市のホームページにも犯罪発生状況を掲載し、市民に対して防犯に対する意識の向上を促し、犯罪抑止に努めております。

以上で答弁を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.9 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、児童の安心・安全の強化についての4項目目、18年度県事業「学校安全体制地域連携推進事業」に参加しての実績効果とその後の取り組みについて、4つの観点からお答えさせていただきます。

まず1つ目、学校安全ボランティアが組織されました。

学校が設置するスクールガードが定着いたしまして、市内小中学校12校で現在700名を超えるPTAの方たちが見守り活動を行っていただいております。地区防犯ボランティアの組織が拡大され、市内で55団体を超える自主防犯組織が子どもたちや地域の安全の

ために活動しております。スクールガードと地区防犯ボランティアの総数は、18年度で約4,000人ほどでございます。

2つ目、防犯啓発リーフレットを作成し、全戸配布をいたしました。

これにより、子どもたちの安心と安全に対する市民一人ひとりの意識が向上し、共通理解を図ることができました。そして地域、家庭、学校の役割が明確になり、連携して取り組んでいく契機となりました。

3つ目、さわやかネットワークDAYを実施いたしました。

「広げよう さわやかネットワーク」をテーマに、子どもたちの安全を守る取り組みをしている各団体が連携し、地域、家庭、学校、関係機関等が一つになって豊明市すべての子どもたちを守っていこうというねらいで、平成18年11月1日に全市的な見守り活動を展開いたしました。

4つ目、フォーラムを実施いたしました。

「子どもの安全・安心フォーラム in 豊明」を平成19年2月3日に開催し、400名を超える市民や防犯団体の皆様それぞれの参加をいただき、防犯意識を高めるとともに、相互連携の強化を図る機会とすることができました。

この事業の成果といたしましては、何よりも情報連携からさらに行動連携へと安全体制を高めることができたことでございます。本年度も連絡協議会を立ち上げ、2回のさわやかDAYを実施する予定でございます。また先日実施いたしました大宮小学校を発信校とする伝達訓練では、本事業を生かして学校、園はもちろん、スクールガードや保護者の方々、区長や地区防犯ボランティアの皆さんへ迅速確実に不審者情報を伝達することができました。そしてこれこそ最も期待する成果であります。地域の方たちと子どもたちがあいさつを交わすことが多くなったことでございます。

安全対策に十分はございません。これまで以上に取り組みを充実してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.11 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

(仮称)「お年寄りお元気チケット」の創設についてのお尋ねにお答えいたします。

この提言の趣旨は、議員が壇上でおっしゃったように、介護保険を利用していない高齢者に介護予防の視点からサービスチケットを発行してはどうかと、その財源は地域支援事業(国県補助対象事業)で介護給付費の2%程度を利用してはどうかと、本市の場合、約5,500万円程度になろうかと思えます。その利用サービスメニューも趣味や軽スポーツ、教養に至る幅広いもので、高齢者の活動に利用できるのではないかというご提言でございま

す。

このチケット制度が実現すれば、高齢者の外出支援を促進して介護予防に大いに寄与するものではないかと考えております。地域経済の活性化にもつながり、一石二鳥の政策ではないかと思っております。介護保険担当といたしましては、この「お年寄りお元気チケット」をご提言として受けとめまして、今後国の審議の中でいろいろと審査されると思いますが、その動向を注目していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.13 ○15番(松山廣見議員)

市長の答弁の中で、昨日の答弁でも大変理解を深めていたわけですがけれども、また同僚の一色議員に対する答弁も高く評価いたします。ともに今後市長と一緒に仕事をさせていただくわけですが、各議員が自分の住んでいるところの発展に最大限の力を発揮することが、豊明市全体の発展につながると私は考えております。そういうことで、各地域におられる各議員も、豊明発展のためにまず自分の住んでいる地域を発展させていく、最大限に力を発揮していくということが必要だと、そのように思います。

市長も、新しく市長になられてやはり市民の皆さんが期待するのは、「今までと豊明は変わるんじゃないか」というのが皆さんの声にあるわけです。そういう意味で市長におかれては、昨日からずっと決意を、そしてまた構想を披瀝していただいておりますけれども、それに裏打ちすることを議員の方にもどんどん提案していただければいいかなと、そのように思っております。

まず、「お年寄り元気チケット」の件ですが、「介護保険を払っているけれども使っていないから損だ」というような、そういう気持ちの方もたまに聞くけれども、介護保険を使わなくて健康で元気であるということがいかに幸せであるかということをみんなが自覚していく、介護保険を使わないで済むということは幸せなんだという、そういう意識を持っていかれるような広報といいますか、そういうことも担当の方はどんどん進めていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

介護予防の事業につきましては、現在でも特定高齢者の施策ということで、「年輪クラブ」とか「いきいきサービス」、高齢者自立支援事業とかいろいろな事業を実施しております。また一般の高齢者の施策といたしましては、「ふれあいミニデイサービス」とか、「松竹梅の会」とか、老人クラブの方を対象にした「健やか教室」とか、「筋肉トレーニング教室」とか、遊びリテーションの各事業を実施しております、大変大勢の方にご参加いただきまして好評を得ているところでございます。

また、健康福祉部の方としては幼児等も担当しているわけですがけれども、保育園での交流事業の中でも、高齢者の方にいろいろとボランティアでご支援をいただいておりますので、今後もそういう施策を展開していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.17 ○15番(松山廣見議員)

今、部長からお話があったとおり、介護保険の関係だけでなく国保の方の健康増進法、いろいろありますけれども、そちらとのタイアップをしてやれるような、そういうことは考えられないでしょうか。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.19 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

市民部と健康福祉部と部は違いますけれども、常日ごろから介護予防につきましては、主にその中心となる保健師、それから栄養士とか保育士、それぞれの専門職員が連携をいたしましてお互いに情報交換をした中で支援をしていくということで実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.21 ○15番(松山廣見議員)

児童の安心・安全の強化についてですけれども、交通指導員の充実。指導員の方も、朝早くから子どもたちと一緒に安全指導をされているわけですが、待遇の面、いろんな面でやめたいけれども子どもたちがかわいとか、そういうことで一生懸命頑張っている、そういう状況にあります。先ほど答弁がありましたけれども、今後安心・安全を守ってくれる交通指導員の身分保証ができる、そういう形で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.23 ○総務部長(山本末富君)

ただいまのご質問のとおり、総務部といたしましても今後できる限り前向きに検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.25 ○15番(松山廣見議員)

私の質問に対しては、大変詳しく回答をいただきまして、余り再質問をする場がないような状況にあります。私も今後ともしっかり市民のために頑張っていきますので、理事者の皆様も市民に顔を向けた対応をしていただきたく要望して、私の質問を終わります。

以上です。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、15番 松山廣見議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.28 ○13番(前山美恵子議員)

では、発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

1点目の質問、国民健康保険税の改善を求めて質問をいたします。

国民健康保険は、憲法第25条で保障する健康で文化的な生活の理念を受けて、第1条で「社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」として、社会保障制度としての性格を明確にしています。また国民健康保険法第5条で「市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」と明記されていることから、国保によって国民皆保険制度が確立されたゆえんがここにあることを物語っております。

さて、国保の加入者は高齢者や低所得者が多く雇用主負担もないことから、他の社会保障制度に比べて国庫負担金が義務づけられています。84年の行革で大幅に削減されました。このことから市町村国保の財政悪化が続き、加入者、住民にも高い国保税となって犠牲が押しつけられているのが現状であります。国保は市町村が運営主体であることから、保険税や給付内容がそれぞれ異なります。地域住民の健康や生活実態、所得水準、産業構造の違いや財政力などの相違によって異なっております。しかし何よりもまた、自治体の姿勢のあり方に大きく左右されてくるのが現状であります。

このような状況の中、深刻な不況が長期にわたり格差と貧困が広がる中、この国保事業が健康で文化的な機能を十分に果たしているかといえば、疑問な点が見受けられます。例えば、所得200万円台の4人家族で国保税が20万円以上にもなる負担であります。これは住民の負担能力をはるかに超えているのではないのでしょうか。高過ぎて払いたくても払えないという滞納者がこのところ増加していることから、住民の命と健康に大きな影響を与えているようではありません。

そこで、社会保障と国民健康の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度である国保制度が、逆に住民を苦しめる制度であってはならないと考え、改善を求めて3点質問をいたします。

1点目、国保税については、当局のご努力で11年間据え置かれてまいりました。しかし近隣市町と比較をしても高過ぎます。一般会計からの繰り入れを多くして引き下げの努力を求めるものです。

また、引き下げの方法として、子育て支援をする意味でも、中学校卒業までの子どもを育てている家庭に、均等割、1人当たり1万9,800円ではありますが免除し、国保税をその分引き下げる検討をしてはどうでしょうか、お答えください。

2点目、3月議会で国保税の軽減の拡充と免除規定の創設を求めました。長期の療養で収入が途絶えてしまった家庭などの国保税の免除規定についてはありますが、国保制度には均等割、平等割という応益負担があり、無収入であっても国保税を払わなけれ

ばなりません。一例として、夫が難病になり長期に働けなくなりました。収入は障害者手当だけで家族を支えている現状で、住民税は非課税であります。国保税は払わなければならない状況です。このようなときに免除規定があれば助けられるのではないかと考え、この点についてもご答弁を求めるものです。

3点目、国保税を引き下げするには、少しでも医療費を抑制させることも必要であることから、高齢者の医療費抑制策として、肺炎球菌ワクチンの補助制度を日進市のように創設をしてはどうかと質問します。

ご存じのように、高齢になるほど肺炎にかかりやすく、高齢者の肺炎は死亡原因の4位となっています。その中でも肺炎球菌による肺炎が多く、肺炎のほぼ4分の1を占めています。幸い肺炎球菌ワクチンが開発をされ、これによって肺炎を減らすということができるようになりました。しかし残念ながらワクチンが余り知られていないことと、接種料が約8,000円と高いため、普及率も低いのが現状であります。しかし隣の日進市では、今年度より補助制度を創設しました。高齢者の命と健康を守るためにも、本市でも補助を実施されることを勧めるものです。この点についてご答弁ください。

2つ目の質問に入ります。定率減税半減に連動して保育料引き上げは、厚生労働省の通知にあるように是正を求めて改善をされるよう質問をいたします。

保育料は前年の所得税額を基準に決められます。2006年度に所得税の定率減税が10%減になり、収入は増えなかったのに所得税が増えてしまい、連動した保育料の値上げが心配をされていました。そこで引き上げを抑えるように3月議会で質問をしたところ、このときの答弁としては、本市は2008年度に実施したいとのことであります。このことに関連した質問は2005年の9月議会でもしておりますが、このときは配偶者特別控除の縮減によってやはり保育料が上がってしまった問題の改善を迫りましたが、しかしこのときも改善がされず放置されたままであり、重大な問題と受けとめ、再度質問をするものです。

特に今回は、厚生労働省が昨年12月21日に保育料の所得基準額の変更を各自治体に通知を出しております。この通知が出されたいきさつについては、2004年の参議院委員会で厚生労働大臣が、保育料は家計に与える影響を考慮して徴収するものとした上で、「必ずしも所得税が増えて保育料が上がることにはつながらないのではないのでしょうか」と答弁をし、2005年2月の衆議院でも、「定率減税導入時の対応を参考にしながら、今回の税制改正を踏まえてどうするかは適切に対応してまいりたい」という趣旨の答弁を厚生労働大臣がしたことは事実であると児童家庭局長が確認をしており、このことから通知が出されているものであります。この通知に徴収金額表案が示されており、名古屋市や東郷町でもこの案に沿って基準額の変更を実施しました。本市でもこの方法で変更を行うことは容易であると考え、実施されるようここに求めるものであります。この点についてご答弁を求めるものです。

2点目に、保育料の多子軽減について。同一世帯で2人以上保育園を利用している場合の保育料は、D5階層までは、2分の1軽減される場合年齢の低い児童に、そしてD6階層以上は年齢の高い児童の保育料が軽減をされております。同様に3人以上の保育料、こ

れは無料ですが、D5とD6階層では無料の基準が変わります。このことについても、今回の数字で2人目以降の保育料の軽減を拡大すると明記をされております。そこで、通知どおりこのように改善をされるようここに求めるものであります。お答えをお聞かせください。

3つ目の質問に入ります。新市長の今後の市政運営について質問をしてみたいです。

4月22日の激戦を終えて、相羽市政がスタートしました。そこで、選挙の期間中に市長がマニフェストで約束をされた施策について質問をします。

1点目に、民間経営の実績で市を活性化させる市政についてであります。

マニフェストによりますと、民間活力を注入し、職員の意識改革、やる気と能力アップを図ることで年間2億円以上の成果を確保する旨の内容について示されております。このことに関連して我が党の考え方を述べさせていただきますと、地方自治体が行う公共サービスの目的は、何よりも住民の暮らし、福祉、生命と財産を守ることであり、ここで働く自治体の職員は、住民全体の奉仕という特殊性を持った職務を行うものと考えます。

ところで政府は、自治体職員の人件費問題を地方財政危機の最大の要因などと言って、自治体に職員の削減を求める行政改革を推進し、地方行革指針、集中改革プランを押しつけ、行政改革推進法で行革を推進することを責務として義務づけました。これらの改革が、住民の要求に基づく下からの地方自治を目指すものではなく国家的な要請に基づく上からの改革であることは、重大であると考えております。行革で職員削減とともに行政に民間委託、民営化が推し進められようとしていることは重大であり、住民の生活に密接に関係する行政分野に限りなき民営化と民間委託、民間手法が取り入れられるとなると、行政の公共性や行政責任の後退を招くことにつながるのではないのでしょうか。これは、住民の権利保障の点から見て大きな問題をはらむのではないかと考える次第であります。

さて、このような行革を進める都築市政を継承すると述べられ、さらに相羽市長は民間活力を注入し職員の意識改革を図ると述べておられますが、今申し上げましたように、住民の権利保障の視点から見て後退を招くものになるのではないかと心配するところであり、この点について市長の見解をお聞かせください。

2点目として、最優先の課題として学校給食の家庭負担20%減額、医療費の無料化を中学生まで拡大など、少子高齢化対策に取り組むと表明されました。特に学校給食については、我が党も毎年の予算要求でも引き下げを求めておりますが、近隣市町と比較しても高い状況にあります。質を落とさず、その分公費負担を厚くしていただきたいと思っております。

その他、子どもの医療費無料化の拡充など、我が党も以前から質問をしてみたいました。昨日のご答弁で、入院は中卒まで、通院については小学校3年生まで来年の4月から実施するとされました。我が党は入院、通院を中学校卒業まで保障を求めております。この点について、実施時期や方策について再度ご答弁をください。

なお、妊産婦健診無料回数の拡大について、昨日は質問への答弁に来年4月から5回に拡大するとのことでありました。我が党もこの事業について4年ほど前から質問をしてまいりました。そしてこの3月の議会で質問をしたとき、都築市長から「前向きに検討する」というご答弁でありましたところ、早々に相羽市政になって具体化されたことについては、私も評価をしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.30 ○市長(相羽英勝君)

ただいま前山議員からいろいろご指摘、ご質問をいただきましてありがとうございました。私の一番基本になる部分についてのご質問でありますから、少ししっかりご説明したいと思っております。

私は、ご承知のように民間の人間でございますけれども、昨今この行政の仕事も自立、あるいは自己責任、あるいは自己改革、そういうことが強く求められております。私は、特色あるといいましょうか、それぞれの市町がそれぞれのアイデアを出して市政の運営について切磋琢磨をするということは、大変大事なことだというふうに思っております。したがって、住民のサービスの低下とか、あるいは粗悪サービスになってしまうんじゃないかというようなことは裏腹の問題で、前山議員のおっしゃることも十分そしゃくしながら私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

1つは、民間活力を導入して職員の皆さんの意識の改革をする、あるいは能力の拡大をする、あるいは縦割り行政から横割り行政に変える、加えて入口主義から出口主義に変えていく。あえて申しますと、既成概念踏襲型から脱却をしたい。世の中というのはかなりのスピードで変化をしております。変化をしている世の中に無関心で行政が井の中のカワズでは、市民の行政サービスが拡大され、しかも質的な向上が図られるということには疑問があると、こういうふうに思っております。

したがって、私は職員の方のやりがい、生きがい、「これが自分の仕事だ」と言えるような仕事のやり方に少しずつ変えていかなければいけない。与えられている仕事だというふうではなくて、自分がこの仕事をやり遂げて市民のサービスの品質、あるいはスピード、あるいは新しいものに挑戦をしていく意欲、そういうものが大切だというふうに思っております。

「職員の皆さんと一緒に意識を変えて年間2億円以上の成果を上げる」と、こういうマニフェストを書かせていただきましたその根拠は、現在、職員の総数として約550名おられます。この方が日夜一生懸命行政の仕事に必死になって取り組んでいる。これは皆さ

んもお認めいただいているとおりに思います。ただ、やはりそういう中でもできるだけスピーディーに、しかも品質を上げて、簡素に、しかも自分たちの持てる情報をフルに収集し、活用しながら、改善を加えながら仕事に取り組むという姿勢は、自分たちの仕事を遂行するための唯一かつ最大の役割である、こういうように思っております。

したがって、多くは申しませんが、職員の方が1日に与えられた時間のうちの10%を知恵と工夫を凝らして仕事に取り組むことによって、550人の方の約10%、1カ月には55名に相当する生産性の確保はそんなに難しいことではないと思っております。したがって、1割に当たる55名の職員1人当たりの給与を40万円として換算しますと1カ月に2,200万円、こういう計算が成り立ちます。これを12倍すれば2億6,400万円という数字になるわけでございます。これは仮に金額に換算したということで、表現としてご理解をいただきたい。

そして、それぞれの職員が昨日よりもきょう、きょうよりも明日とレベルを上げて、考え方も変えて自己改革をしていく、そういうことが非常に尊い仕事を遂行するための要素になるわけであります。先ほど申し上げたように世の中は大きなスピードで変わっていますから、今後新しい仕事もどんどん増えてくるわけでございます。その1割以上のものをそういう仕事に対しても対応していかなきゃいけない。そのためにも生産性の向上というか、職員の方の能力のワイド化を考えていきたい。そういう意味で私は申し上げているわけでございます。

ご承知のように、少子高齢化の進展、あるいは環境問題への関心の高まり、団塊の世代の大量退職、社会経済環境は大きく変化をいたしております。そういう中で分権社会を達成しなければいけないという大前提が目の前に来ているわけであります。したがって高度化、複雑化する住民のニーズに適切に対応していくためには、地域の特性、実績に合ったサービスを提供していかなければならないわけであります。そのためにも職員の皆さんが常に志を高く持ち、目線は低くして仕事をすることが必要ではないでしょうか。

(市長、時間がありませんので簡潔にお願いしますとの発言あり)

No.31 ○市長(相羽英勝君)

わかりました。

そういう意味でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それからもう一つ、学校給食費の関係でありますけれども、これは2割カットということをお願いしましたがけれども、根拠は、子育て支援の一環として学校給食費の負担の軽減を考えております。現在6,100人の生徒が対象になります。その生徒からいただいている徴収料金というのは2億7,500万円です。この1割をカットするということは2,750万円に相当いたします。この部分について、これから私は任期が4年ありますので、できるだけ早い時期に財政状況もしっかり勘案しながら具体的な提案をさせていただこうと、来年の4月というわけにはいかないと思っておりますけれども、段階的にこの減額の考え方をご提示してご理解

をいただきたいと、こう思うように思っております。

私の方からは、以上、ご回答をさせていただくということで終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

後藤市民部長。

No.33 ○市民部長(後藤 学君)

最初に、子どもの医療費の無料化の件についてお答えをしたいと思います。

きのうから市長が答えておりますように、来年の4月から県の補助の拡大があってもなくても入院は中学3年まで、それから通院につきましては小学校3年生まで実施していく方向で検討するというふうに市長が答えておりますので、それはそういうことでご承知いただきたいというふうに思います。

それから、国保税の関係のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目、国保税の引き下げをということでございますが、壇上でのご指摘にもありましたように、本市といたしましては国保税の負担増をできるだけ避けたいということで、これまで一般会計の繰り入れを増やしながらか長年据え置きということにしてまいりました。ただその結果、国保財政は年々大変厳しくなっておりまして、現在のこの繰り入れをもらっている市の一般会計の方の財政状況も大変厳しくなっている。そういうことを踏まえますと限界の状態でありまして、この繰り入れを増やして国保税を下げるということは不可能であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、中学生までの子どもにかかる国保税の均等割の部分の免除ということでございますが、子育て支援のためというその趣旨は大変よく理解できるわけですが、対象者は約2,000人おひります。もし減額するとしますと総額で4,000万円、今の苦しい国保財政の中で4,000万円の税収減ということになってしまいますので、実質的に赤字決算を続けておひります国保の現状では、これを検討するのは非常に苦しいということをおし上げなければならぬと思ひます。ご理解いただきたいと思ひます。

次に、2番目の国保税の減免制度の拡充と長期療養者への減免規定の創設という点でござひますが、減免制度の拡充につきましては、3月議会でもおし上げましたように現在、他市の状況も検討しているところでありまひす。ただ、各市の状況を見てもまひまちで、本市の今の減免のレベルは高い方であると思ひておひりますが、どの辺に設定して見直しをすべきかというところは、現在ちょっと苦慮しているところでありまひすので、もう少し時間をいただきたいというふうに思ひます。

このうち、長期療養のため生活に困窮している世帯については免除をするような規定をということでござひますが、現状では、所得が前年から2分の1以下に下がった場合に50%から30%所得に応じて減免をするという規定になっておひります。これは決して他市と比べて水準の低い規定ではありませんが、実情をおしまひすと、この減免規定を設けまひした

3年前から現在まで約200件の減免申請が出ておりますが、そのうちでこの長期療養に関するものは1件だけという状況で、非常にまれなケースであるというふうに思っております。ただ、2分の1以下に下がらなければ減免が適用できないというあたりは、現行の基準では救済できないようなケースがあるかもしれませんので、そういった点についての研究はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.35 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、数点お尋ねでありますので、まず最初に肺炎球菌ワクチンの補助制度の創設というお尋ねでございますが、この件につきましては、2年前の平成17年6月の第2回定例会で福島議員からご提言をいただきました。その折には、「将来的に予防接種法の改正が行われて肺炎球菌予防接種が定期的予防接種に規定されたならば、接種料の補助を検討していきたい」というふうにお答えしております。現在でもその考えに変わりはありませんので、よろしく申し上げます。

それから次に、保育料についてのお尋ねでございますが、本市の集中改革プランにおいては、受益者負担の適正化の観点より、現行の保育料徴収基準額表、階層区分表、これは平成9年4月1日に改正したものを現在使用しているのはご承知のとおりでございますが、これを見直しを今年度中に行い、平成20年度からの全面改正を現在予定しております。その間の定率減税の廃止や所得税の税源移譲に伴う一連の税制改正の影響を踏まえた上で、より適正な負担額となるよう見直しをしてみたいと思っておりますので、今回特に、現在すぐその改正を行う考えはございません。

また、同一世帯の2人以上の入所者に対する保育料の取り扱いにつきましても、今回の見直しの中での課題ではないかというふうに思っております。いずれの案件につきましても、国の方針を尊重しつつ来年度の改定実施に向けて準備をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

なお、保育料の定率減税に伴うご質問について若干補足させていただきますと、所得税の問題につきましては、この数年のことを今、前山議員がご指摘なさったと思っております。所得税の定率減税は平成11年度に導入されたのはご存じのとおりでございます。保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である保育所徴収基準額表においては、前年の所得税を反映させるため、平成12年度に保育所徴収基準額表の改正を国については行ったということで、ということは具体的には同じ年収であれば定率減税の導入前後で同じ保育料になるよう階層区分の所得税額を減額したということで、先ほどおっしゃったような市町村においては、この平成12年度に向けて改正をされたというふうに推測さ

れます。本市の場合は、先ほど説明したように平成9年4月から改正しておりませんので、今回はその必要がないというふうにご理解いただきたいと思います。

多子軽減につきましても、いろいろと課題がございます。それとあわせてご理解いただきたいのは、国のこの基準表自体は7段階で実施しているのはご存じのとおりです。本市の場合においては、17段階というふうにしこ細かく設定させていただいているわけですが、国自体が大きく変わっていますので、ある程度国の基準も目安とした中で実施していかないと、市の負担がそれだけ増えてくるということにもなろうかと思っておりますので、これらのあたりもよく考えた中で、適正な負担割合について検討をして20年4月に向けて改正していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.37 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほどの質問の中で、今回の行革に対する視点はというご質問がありましたのでお答えしたいと思います。

第5次行革の視点は、今の行政水準を維持していくにも財源が不足するという市の危機的な財政状況を、健全化にどのような道筋をつけていくかというのが今回の行革の大きな課題でありました。その大きな柱といたしまして、人件費の削減とそれから特別会計の健全化をどう道筋をつけるかというのが、今回の行革の考えでもあります。厳しい行財政運営の中では、執行体制のスリム化というのは不可避であると考えています。かといって、減員をしたからといって行政サービスを低下する考えはございません。行革の本来の目的は、能率を上げ、少数精鋭主義を実現し、これによって得た財源をもって新しい住民サービスに対応する財源としていきたいと考えておりますので、こうしたことが今の行政としての課題であると考えております。

以上で終わります。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

前山美恵子議員。

No.39 ○13番(前山美恵子議員)

では、国保の方から再質問をさせていただきます。

国保税、高過ぎて払えないほど高いというか、国保税については私たちも市内一斉にアンケートをとりましたが、これを求める声が断トツであります。本当に払えない滞納者が年々増えている現状を、やはり深く考えていただきたいと思います。

都築市長のときには、国保税の状況がどんなに低所得者に負担になっているかということを表でお示しをしてわかっていただけました。今回は市長が新しくなられましたので、再度ここでお示しをしたいと思います。

所得に対してどれぐらいの割合で国保税を支払わなければならないかという表なんですけれども、例えば総所得が133万円で4人家族の方、固定資産はゼロとします。ですから別で家賃を払ったりしなければなりませんけれど、133万円の4人家族の方で60歳以下の方は、介護納付金も含めると年間で支払う国保税は18万9,000円、約19万円です。所得に対して14.26%払わなければならないません。例えば233万円ですと11.4%の国保税を払う。では逆に1,033万円の方は所得に対してどれぐらいの国保税を払えばいいかといいますと、5.7%です。この計算からいきますと、所得の低い人ほど所得に対して高い比率を払わなければならないという状況がおわかりいただけだと思います。

国保税については限度額があります。ですから52万円と介護納付金が7万円で59万円になりましたら打ちどめでありますので、1,033万円の人はもっとたくさん払わなければならないんだけれども59万円で済む。では高所得者の人たちの払う代がわりをしているのはどういうことかという、中低所得者のところにしわ寄せがいつているというのが、今の国保の現状であります。

本市の場合、加入者の方の大体半分ぐらいが総所得150万円のところにあります。ですからこの表でいきますと、ほとんど低所得者のところに約50%の方が加入をしていらっしゃるという状況なんです。そこで毎回私が申し上げますのは、この高い国保税を全体的に引き下げること。これは一般会計を繰り入れて全体的に引き下げることと、それからもう一つは低所得者、そして一気に低所得者になってしまった、所得が減ってしまった人たちに対して、この低所得者に対してもう一つ減免制度なり福祉制度をつくらなければいけないということをかねてから私は申し上げております。

こういう現状がありますので、毎年のように申し上げているわけではありますが、三位一体の改革で一般会計についても大変今、財政運営を苦慮していらっしゃるということはよくわかりますが、やはり庶民もこの点では大変厳しいということをおわかりいただきたいと思います。

相羽市長がスタートして、4年間はこの問題については私も提案させていただきたいと思っておりますので、引き下げについてはまず今回は保留をしておきますが、今こういう現状であるということ認識するならば、せめてこれ以上引き上げるとことはまずはしていただきたくないということを、私は申し上げておきたいと思っております。

それで一つの方法として、まず子育て世帯の方。毎年700人ぐらい生まれる。社会保険の方に加入される方がどれぐらいの比率かはわかりませんが、社会保険その他の

健康保険については、子どもさんが1人生まれたら1万9,800円余分になるという制度はありません。国保の制度だけです。子どもさんは働くこともできない、給与を得ることもできないわけですから、せめてこれを引き下げる財源にしたらというふうに私は申し上げているのですが、200人で4,000万円。医療費無料制度も初めは1歳から始まりました。こう考えてみると、まず最初からといいますと、もう1歳ぐらいですと財源はぐっと減ってまいります。こういう点では検討してもいいのではないかと思います、どうでしょうか。

近いうちに検討の課題に上りそうですか、お答えください。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は願います。

後藤市民部長。

No.41 ○市民部長(後藤 学君)

一度に実施をするとすると4,000万円もかかるから、段階的にというご質問だと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、本当に国保財政、実質的には赤字決算がずっと続いているというそういう財政状況の中で、なかなか収入を減らすということは、子育て支援としての意味はよくわかりますが、難しいという答弁の繰り返しになりますが、そういったことを申し上げなければならないと思います。

それともう1点は、子育て支援につきましては、すべての子どもを対象にするような支援策、子どもの医療費につきましてはすべての子どもを対象にして無料化にするというような形でやっておりますが、そういった観点も必要ではないかなということを思いますので、現在のところは考えておりません。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.43 ○13番(前山美恵子議員)

今の財源について国保の財源で賄うことについては、これは当然、国保税にはね返ってきますので、これ以上引き上げをしないようにという前提に立ちますと、もう一般会計から福祉制度としてこれをつくる以外にはないと思いますけれども、すべての子どもを対象にしたいということになりますと2,000人やっていただきたいんですが、社会保険についてはこの制度はありませんので、子どもさんが生まれて「おめでとうございます」と、1年たったら1万9,800円余分にお金が必要というようなことではないように、例えば生まれた方についてはまず均等割を1歳ぐらいから無料にするという制度も必要ではないかというふう

に思いますが、この点についてはまたこれからしていきたいと思えます。

減免制度であります、本市の場合、減免の対象になった方は国保税の全体の半分とか3分の1とか、これはその制度にはまれば大変いい制度で大変助かる制度なんですけれども、はまるまでが大変であるということなんです。先ほども言いましたように、こういう低所得者の人ほど高い国保税を払わなければいけないから、ここに滞納者が出てくるといこと。それから事業を休廃止したときに2分の1以下にならなきゃいけない。こうなりますと、2分の1以下になるということは、もう生活保護基準すれすれのところです。こういう現状にならなければ救済の手が伸べられないということは、憲法第25条には明らかに反するという事になると思えます。

ですからこういう改善と、それから長期療養について、私の知り合いの方も、障害者の2級になりました事業主の方が働けなくなりまして、子どもさんがお2人いらっしゃって、これを計算しますと所得税も住民税もゼロであります。それで国保税は5万円払わなければならないんです。収入は障害者手当月額10万円、これで生活をしていらっしゃるんですね。そういう方でも年額にしますと12万円ぐらいお支払いになるんですが、2分の1軽減になりますので5万円なんです、この5万円が払えなくて滞納になっている。

私はこのことを改善をするために免除規定を求めているわけですが、岩倉市はこういう家庭については免除です。この言いました家庭の方も、窓口で「払えないから免除してほしい」と言われたんですが、「こういう制度はありません」と言われた。当然、制度はつくってないものですから、これをつくるべきではないかということではほかのところを探しましたら、岩倉市、ここは前年の所得が300万円、長期療養の方は国保税が免除になるということなんです、本市の場合は前年の所得300万円が今年になって2分の1以下にならないと国保税を2分の1に下げてくれない。これと比較をしたら大変厳しい状況です。こういう状況を、この間お1人いらっしゃったといいますが、1人でも2人でも、やはり憲法第25条の精神に沿っていきますと、こういう人たちも本当にぎりぎりのところで求めているわけですので、つくるべきではないかなというふうに思えます。

ちなみに、豊明市の市民税の減免については、このケースの方ですと市民税はゼロ、全額免除です。だから国保税だけなぜ払わなければいけないかというところに私は疑問を感じますので、この点についてもう一度お聞かせください。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.45 ○市民部長(後藤 学君)

減免を受けるのに前年度の所得の2分の1以下にならないと当市ではないという点は、確かにハードルが厳しいかなということは思っております。かといって減免の枠をそう

拡大することもできませんので、例えば一つの方法として、2分の1をもう少し緩やかにして、減免額そのものは当市は比較的高い水準ですので、そちらの方を見直して総額で増えないような形で適用しやすくして間口を広げるといふ、そういった程度の改正はできるかなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、一律の減免規定で救済されないような本当に厳しいケースがあれば、今の減免規定の中にも、特別な事情がある場合は市長の裁量で減免できるということになっておりますので、状況を十分調査いたしまして、本当に先ほど言われました生存権を侵すようなそういう状況が生じるようであれば、その条項を適用して救済するという事は考えていきたいと思っております。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.47 ○13番(前山美恵子議員)

総枠で間口を広げるといふことは結構ですが、総額は抑えるということは減免の額が少なくなりそうなので、これは警告を発しておきます。そうではなく、後退させることなく間口は広げていただきたいと思っております。これは一般会計から入れていただくということを再度要望しておきます。

肺炎球菌ワクチンですけれども、これは前の議員が言われたときは全国で44団体が補助を出していたけれども、今は58団体になりまして広がっているということと、高齢者、特に肺の病にかかってらっしゃる人はかかりやすいということで、大変高齢者の方は危機感を持っていらっしゃるんですけれども、幸いにこういうものがあれば助かるということで、まずこういうことを知らせることも必要かと思っておりますが、この間、知らせられたのかどうなのかは、ちょっと私も確認をしてないものですから、普及の活動も必要かと思っております。

それと、高齢者の方全員とは言いませんが、所得の低い方はやはり補助が必要ではないかなというふうに思います。その点でちょっとお答えをいただきます。

1つ前に戻りますが、国保の関係で長期療養の方について、1人か2人しかいないわけですので、財源としては年間5万円か6万円で済みます。市長が特にそのときに必要と認めて「いいよ」ということで今年度減免になれば、それでいいんですけれども、やはり基準というものはきちっとつくっておくことが必要だと思っておりますので、この早急に迫られる問題については、早いところ検討をしていただきたいと思っております。

保育料の方に入っていきますが、厚生労働省が出したのは平成19年度におけるということで、19年度にやれということですね。本市の場合は定率減税導入のときに保育料の変更をしなかったからいいんだということだと思っておりますけれども、そのときに受けられた方と今の受けられた方とは全然違います。今年の方は、確実に去年から今年に保育料は引き

上がっているんです。例えばお1人ちょっとお聞きをいたしましたら、〇さんといいます、たまたま所得もちょっと上がったということでD4階層からD6階層に変わってしまった。子どもさんが1歳と3歳児ですと、去年と今年とどれくらい上がるかといいますと、保育料が上がるのは年間20万円近いんです。これは、D6というのは先ほど言いましたように多子軽減のところではねじれ現象が起きまして、D5までの方は保育料の高いところが半分になります、D6からは保育料の安いところが2分の1になるわけです。このねじれ現象が入りまして年間20万円余分に保育料を払わなければいけない。こういう状態で、やはり若い家族の方ですので、お聞きをいたしますと、新築をされまして住宅ローンも残っている段階で一気に20万円引き上がったというのは大変ダメージだとのことです。こういう現状の実態把握はされているのでしょうか、お聞かせください。

それだけまず言ってください。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

寺嶋健康福祉部長。

No.49 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

肺炎球菌ワクチンにつきましては、若干団体が増えているということでございますが、医療機関においては、インフルエンザの予防接種とあわせて肺炎球菌をとということで、医療機関でPRしてみえるところもあります。現在はインフルエンザの予防接種に重点を置いておりますので、18年度実績では1万1,000人強の対象に対して4,700人ほどの方が予防接種を受けておみえになります。まずはインフルエンザの方の接種をお勧めしたいと思います。

啓発については、今後の課題かなと思いますし、またこの肺炎球菌ワクチンにつきましては、議員もご存じだと思いますけれども有効が5年間程度ということで、一度打つともう次は打てないということであります。そういうことも含めてよく承知しておかないと、寿命が長いものですから、65歳のときに打って今度70歳になったら打とうと思ったら打てないというようなこともございますので、まだまだ少し国の動向を見ていきたいというふうに考えております。

それから保育料の実態把握については、細かい点についてはまでは把握しておりませんが、ただ、先ほどお話ししたように国が7段階で市が17段階ということで、すべて国に従えということなら国と同じ基準でやっていくということになるんですけれども、そうじゃなくて各自治体がそれぞれの工夫の中でやっておりますので、そうした中で今後も対応していきたいと思います。

以上です。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が少なくなっております。

前山美恵子議員。

No.51 ○13番(前山美恵子議員)

保育料ですけれども、国が示しているのは7段階で豊明市は17段階。これは当然、国の示す7段階は低所得者には大変重い保育料になることから、本市の場合は自主的に改善をされてきたということだと思います。だったら、これはきちっと踏襲すべきだと思いますし、今回言っているのはそれとは別に、今年は引き上がってしまったということは、増収が豊明市にはあるわけです。来年見直します。来年は減収になるから見直しをするわけです。増収になれば知らん顔をして減収になれば慌ててやらなきゃいけないのかというのは、市民に誤解を与えるわけです。この点で、やはり今回改善をするべきではないかと思っています。

それで、前回の配偶者特別控除の支障については、上がる方とそれから上がらない方とこれはばらばらですので、見分けることが大変難しいというお話だったものですから、私はあきらめたんですが、今回は一律全員です。ですから国が示しているのは、今の基準に1.125を掛ければほぼ網羅するというので、名古屋市も東郷町も、これなら基準枠をぐちゃに変えなくても保育料を引き上げることはしなくて済むとあって、それで簡単にしているわけですが、こういう簡単な作業がどうしてできないのでしょうか、お聞かせください。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.53 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

作業のことでなくて市の考え方として、12年の定率減税の廃止のときは、そのときに改正すれば保育料が減収になるのを抑えることができたんですけれども、市としてはそれをしなかったということで、今回も市の考え方でその対応はしないということでありますので、市の考え方は終始一貫変わりはございません。

以上です。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間がほとんどありません。

前山美恵子議員。

No.55 ○13番(前山美恵子議員)

次に、市長が述べられまして、スピード変化にのっつてとにかく切磋琢磨して特色ある自治体を目指していくということで、そのことは当然であります。やはり能率を上げるということは当然なんです、行政の仕事としては、非効率な例えば高齢者、障害者、本当に時間をかけてじっくりと聞かなければいけない。こういうときに、市長がよく言われる「ワンタイム ハーフ」という言葉が適用される部署ではないわけです。あくまでも住民の福祉増進のために自治体の職員というのはあるものですから、知恵や工夫、それは結構ですが、非効率な部分はしっかりと見るということが基本になると思います。

それと、民間の活力を導入するということですが、自治体の職員というのは、身分を保障されて民間とは隔離をされているわけです。これは憲法に沿って自治体の職員は公共サービスをするということで、民間は成果を上げて利益を上げるという団体でありますので、よく言われる官製談合とか癒着とか、そういうことを避けるためには民間との隔離は必要だというふうに思います。民間の精神で切磋琢磨して能率を上げてむだを省く、これは結構ですが、民間のようにスピーディーにとにかくやれ、効率を上げてやれということについては、私もちょっと疑問を感じるわけでありまして。この点については確認をしていただきたいと思います。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

時間が1分を切りました。

No.57 ○13番(前山美恵子議員)

まだ1～2分ありますね。

それから、子どもの医療費の無料制度については、県が来年の中ごろに実施をすると。やはり県とか国がこういう制度をつくるということは、大変自治体も拡充することができるわけです。それで、ぜひとも国の制度としてつくってもらうように国に働きかけを、せめて小学校入学前まで国としてこの医療費無料制度を保障しろということを市長によって国に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時56分休憩

午後1時再開

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

21番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.60 ○21番(月岡修一議員)

議長から指名をいただきましたので、質問させていただき、議員としての責務の一端を務めさせていただきます。

質問に入る前に、4月の選挙で当選された相羽市長、新しく議員に当選された皆さん、そして再選された議員の皆さん、本当におめでとうございます。特に市会議員選挙は、定数が削減された直後の選挙でありましたので、大変厳しい選挙戦でした。その中を当選されたということは、私も含めて大いなる市民の期待と信頼を勝ち得たものであり、大変意義深いものがございます。特に新しく議員になられた皆さんは、しっかりと心を引き締めて、それぞれの立場で全力を尽くし議員としての責務を果たしていただきますよう、高いところからではございますが、お願いを申し上げます。

私が今こうしてこの壇上に立たせていただくことができますのは、奇跡に近いと言われる方がおみえになりますが、まさしく奇跡に近い出来事であると私自身が実感をしております。それだけに、この4年間真剣に真摯に仕事に取り組まなければならないと強い決意であります。

それでは、通告に従い質問を進めてまいります。

幸いにして、相羽市長が選挙のときに示されたマニフェストの中には、私が従来から議場で主張してきたことと重なる部分が多く、大変心強く感じているところです。相羽市長におかれましては、何が何でも4年間健康にご留意をいただき、公約の実現に向けて死力を尽くしていただきたいと期待をいたすところであります。

今般の私の質問は、「財政の安定化へ向けての取り組みについて」をシリーズ形式にして回数を重ね、さまざまな角度から市長の意欲と考え方を引き出したいと考えております。当局の皆さんに対しましては、市長の考え方に沿って本気で取り組む意欲があるか否かの姿勢を確認させていただきながら、財政安定化に向けての事業執行に期待を寄せるものです。

特に財政の安定化に向けての最大の課題であります市債の減債は、火急を要します。市職員全員と議員の責務は避けて通れるものではありません。特に市職員は、1人でも財政安定化へ向けた意識が欠如することは許されない行為であり、行政と議会が互いに協力と理解をしながら高い次元での意識を示さなければ、市債の早期減債を実現することは不可能であります。例年どおりの行政運営を進め、その過程で健全財形をも達成しようとすることは至難のわざであり、並大抵の決意でできることではないと理解をしております。

す。その意味からも、市長が示された「ムダ、ムラ、ムリの徹底改革でスリム化を図る」と改革の一端が明記されていますが、その具体的な手法について明快な考え方を示していただきたいと思えます。これが1点でございます。

また、民間会社で培われた経営感覚は、市職員に理解され、浸透していくと考えておみえのようですが、果たして職員の皆さんは相羽市長の考え方を理解し、みずからの考え方や日々の行動、そして市民に対する対応などを民間並みに軌道修正できるのか、不安が残ります。市長の財政改革への意欲は、どのような政策手腕となって職員の意識を改革しようとしているのか、または首長としてどのような規範を用いて職員のやる気をリードし、みずからの考え方を浸透させていくのか、その意欲と考えをお聞かせください。これが2つ目の質問でございます。

職員一人ひとりの意識改革が財政安定化へ向けた重要なポイントになることは、私も市長と同じ考えであり、市職員の皆さんに十分に理解をされることを祈っております。それとともに、議会も市長の政策を支持しながら財政改革へ向けて全力を傾注しなくてはならないと痛感をいたしております。

さて、豊明市の市債は現時点で約 260 億円あります。一部の人の中には、「豊明市の財政内容は全然心配要らない」と発言をしている人がいるそうですが、それは大変な錯覚と数字音痴ではないかと思わざるを得ません。恐らく北海道の夕張市も、そのような錯覚や認識不足が間接的、直接的な原因となり、財政破綻を招いてしまったものと考えております。そこで、わかりやすく本市の一般会計の市債と下水道事業の市債を例にとりながら質問を進めてまいります。

本市の市債の総額はおよそ 260 億円。そのうち一般会計の市債が 18 年度当初の元金で 136 億 1,050 万 7,113 円。この返済額に対する利息の総額が 17 億 1,191 万 82 円。一方、下水道事業の市債の総額は、同じく 18 年度当初の元金で 121 億 4,461 万 650 円。それに対する利息の総額は 40 億 6,394 万 7,244 円です。もしも私の計算が間違っていたら、またご指摘をしていただきたいと思えます。一般会計の市債は 136 億 1,000 万円に対して支払利息総額は 17 億 1,000 万円。片や下水道事業の市債は 121 億 4,000 万円に対して支払利息は総額 40 億円です。単純に比較しても、いかに下水道事業の市債は多額の支払利息がついて回っているか、ご理解していただけるものと思えます。

ちなみに、平成 18 年から 27 年までの 10 年間で下水道事業に対する支払利息は 29 億 8,600 万円を超えます。市長の示す政策理念からすれば、まさにむだの部分に該当するのではないかと考えざるを得ません。支払利息がすなわちむだであると表現するのはいささか乱暴な発言であると批判を浴びるかもしれませんが、市民からの尊い血税をお預かりして事業を執行する側としては、それぐらいの気持ちで取り組まなければ、財政を安定化させることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、お尋ねをいたします。市長として下水道事業の市債の返済を繰上償還し、支払利息を極力抑えようと考えられるでしょうか、答弁を求めたいと思えます。

市長は、コンピューター関係の会社を経営されていまして、その筋でいえばパイオニア的存在です。当然ながら会社の収支のバランスには気を使われ、また利益の動向には苦勞されてきたことと思います。自治体もコンピューターを操作しなくては仕事ができない時代になりましたが、その間隙を縫って、千載一遇の好機とばかりに職員の知識不足につけ込み、高額での委託契約料や保守点検料、そしてソフト開発料、機器借上料等々、やりたい放題やってきたのがコンピューターのメーカーです。

そこで、お尋ねを申し上げます。市長から見て、現在のコンピューターに関する諸費用は異常に高いと映りませんか、答弁を求めます。

以上、壇上では大まかな部分で4点にわたり質問をさせていただきました。相羽市長の民間経営と、人間的に成熟された能力と、豊かな感性はどのような答弁となって表現をされるのか、期待を持って、次の質問であります「財政安定化に向けての取り組みについてその2」に質問を移します。

さて、「財政安定化に向けての取り組みについて その1」では、歳出に対する当局の姿勢を質問させていただきましたが、「財政安定化に向けての取り組みについて その2」では、財源の確保について質問をさせていただきます。

昨日の答弁の中で、市役所のホームページに掲載される広告費用も重要な収入源である旨の答弁がございました。財源の確保が将来の各自治体の運命を決める日が来るのかもしれない。しかし行政が利益を目的とした事業を主体的に運営することは不可能であり、あくまでも市民のサービスを前提とした上での収益を確保するための事業しか認められておりません。そのことをしっかり認識していただきながら、質問に入らせていただきます。

通告にありますように、有料化を前提とした各種事業の中で、料金の支払いに応じてくれば、それらの事業は当然経営が成り立っていきません。つまり市民として適切なサービスを受けながら料金の支払いをしない、そんなやからが最近増えていることを新聞やテレビは報道をしております。例えば保育料の滞納金額は、全国計算でおおよそ36億円を超えると報道されていまして、財源確保に血眼になっている裏側では、滞納による未収入が発生しているわけです。歳出に気を取られているうちに、実は滞納という未収入金が財源不足に追い打ちをかけている実態を見逃すわけにはまいりません。

そこで、お尋ねをします。本市が運営し、市民が当然負担すべき各種事業の滞納の実態について順次答弁を求めたいと思います。本市における保育園での滞納者数と総額について、滞納者がいるなら答弁をしてください。同じく国保、下水道、農村下水、学校給食、介護保険、それらについても同様に答弁を求めたいと思います。そのほか私が発言していない同等の事例があれば、すべて公表をしていただきたいと思います。

よその県の話ですが、県営住宅に住んでいる住民が多額の入居費を長年にわたって滞納していた事例が報道されていまして、調査によりますと、県の職員が率先して長年にわたり滞納をしていた事実が発覚しました。まさに青天のへきれきです。条例を知り尽くした

職員が条例を悪用していたことになります。

そこで、お伺いいたします。まさか本市の職員の中で、先ほど質問をさせていただいた事例の中のどれかに該当し、滞納している職員はいないかどうか、答弁を求めます。

以上、はなはだ内容のやさしい質問となりました。相羽市長におかれましては、議会開催2日目であり、理路整然と答弁をされなくても結構ですが、賢明な答弁を求めたいと思います。また市職員の皆さんは、それなりに緊張して理路整然と簡潔に答弁を求めたいと思います。

以上で、私の壇上での質問を終わります。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.62 ○市長(相羽英勝君)

月岡議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

大変身近な問題といいましょか、ベーシックな問題を、しかも具体的にご質問をいただきまして、ベーシックな問題というのはなかなか回答が難しいというのが一般的でございますけれども、できるだけかみ砕いてお話をさせていただきたいと思っております。

市の方での数字ももちろんございますけれども、まずもって私自身がこのたびの市長選挙で掲げさせていただいた公約と、それから5月1日から市役所の方に登庁させていただいて、いろいろなことに直面をしまして、はらはらどきどきということ以上に、「なぜこんなふうになっているの、どうしてこういうことをやらなきゃいけないの」、あるいは「去年と同じことをやっているんじゃないの」、今こんな素朴な疑問をたくさん持っています。言葉を言いかえますと、子どものころに東山動物園へ連れていかれて、どの動物から見ようかということに興味津々といろいろな動物を見て走り回った、そういうときの好奇心と、いわば物珍しさというような感じが錯綜をしております。民間だから決して行政に役に立つということばかりではないということも十分承知をしております。また行政の常識が民間の非常識でもあるということもあろうかと思えます。

今回の月岡議員のご質問の「ムダ、ムリ、ムラ」、これはまず最初にやらなきゃいかぬことは、データに基づいた問題点の抽出であります。今まで市役所の中でいろいろな改善活動をされていると思います。その改善活動の中での課題の抽出というのは、事実、現地、現物、現状ということについてしっかり認識した上で課題の抽出をする。欲を言えば必ずデータの裏づけが必要になるということでもあります。そのデータを、適切なのか、不適切なのか、あるいはどちらかというあつた方がいいという3つに分けて、その切り口を明確にしていきたい。

そして課題の解決については、職員の皆さんの現状の認識と、それから私の持っている

改善的な手法、トヨタ流に言いますとTQM(Total Quality Management)、トータル・クオリティー・マネジメントということを行いますけれども、そういう物の考え方を幹部職員を始め中堅幹部の皆さん、あるいは管理職、一般職の皆さんにもるるお話をしてご理解をいただきたい。最終的には、市の今おられる職員のやる気、活性化というんでしょうか、そういうものをかき立てるような風土と、私がリーダーシップを発揮する以外に方法はないと、こういうふうに思っております。したがって発想の転換で、逆転の発想といいたいでしょうか、今あるものを来年もどうして引き続いてやらなきゃいけないかという原点に立っての取り組みを、来年ぐらいからは始めさせていただきたい。現在、私が執務室で認印を押しておりますけれども、ほとんどその数字というのはもう既定の数字になっておりますので、この部分についての問題点を今、整理をしながら自分の頭に焼きつけているというのが実態であります。

次に、市債の返還の部分でありますけれども、もちろん民間からいきますと短期借入金、あるいは長期借入金、こういうものと比較をして考えていきますと、一般会計はどちらかという短期借入れというような考え方になろうかと思えます。また特別会計というのは、考え方によっては長期借入金。基本的には短期借入金はリードタイムが短いとかいろいろなことがありますから、利息の面ではかなり高いリスクが発生するというのが普通であります。しかし下水道事業については、かなり長期にわたって市債についての利息、月岡議員のご指摘でいきますと約40億、こういうものがどういう形で累積されてきたかということも興味のあるところでありまして、まだ十分理解はしていません。むしろ民間型からいけば、固定比率といひまして、やはり長期借入金に対する利息は短期借入金に対する利息との考え方の違いが明確であります。その点についてもメスを入れていきたいと思っております。

次に、下水道事業の繰上償還と、こういうご指摘がありましたけれども、今これについて言及するというほど、まだ私は実情を理解していない部分がございますので、今後実情を把握しながら適切な時期にご答弁をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

それから2つ目、ICT(Information and Communication Technology)といいたいでしょうか、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、つまり情報処理でございますけれども、昔は読み書きそろばんということが小さいときからの勉強の基本でありました。昨今はユビキタス社会といひまして、いつでもどこでもだれでもコンピューターというようなことがよく言われるようになってきております。月岡議員からのご指摘で、私がまだわかってないことが1つあるわけでありまして。これは恐らく議員も同じだと思いますけれども、電算処理にこの豊明市役所の行政がトータルで幾らかかっているか。私はこれを先日もいろいろ聞いておりますけれども、あるいは新館の3階のコンピュータールームも直接自分の目で見て確認をしてきましたけれども、やはり目的別にコストが案分されているわけでありまして。したがって、情報処理という横軸でその金額だけを把握して積算するということが不可能な状態になっているわけでありまして。したがって、それぞれの部門でそれぞれの部門が情報システムに対しての必要性を感じて、あるいは有効性をしっかり見極めて電算化の仕事を現在ま

でやってきている。

したがって物の考え方としては、個々については多分、適正だということになろうかと思いますが、トータル的に見ていかななものかと、そういうご指摘でありますので、私も若干そういうところは疑問の一つとして持っておりますので、この点についても、先日この庁舎内のシステムの全体構想図、あるいはドキュメントをちょっと見させてもらいました。これについてはもう少し時間がかかります。しかしロスというのは、市役所にとっても業者にとってもお互いに何の得にもならないわけでありますから、ぜひこの辺のところはできるだけ明確にして、やはりトータルコストがわかるように、また個別コストがわかるように、今は個別コストはわかっておりますけれどもトータルコストがなかなかわかりにくい、そういう状況にあるということをご理解いただきたいと思えます。

それから、財政安定化の方のご意見として滞納の問題がありましたけれども、この問題については私はまだ細かく承知しておりませんので、答弁の数字としてはいただいておりますが、やはり専門的な見地で具体的に回答できる担当部門の責任者から回答をさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

答弁は以上であります。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

石川副市長。

No.64 ○副市長(石川源一君)

財源確保の観点から、税並びに税外収入の滞納につきましてのお尋ねでございます。各課にわたりますので、私の方から取りまとめて回答をさせていただきたいと思えます。

まず初めに保育料でございますが、平成 18 年度分の保育料の収納状況は、収納率 99.22%でございました。結果、保育料が滞納となりましたのは 21 人、243 万 8,200 円でありました。

ほかの関係の税並びに税外収入につきましても、個別に申しますと、平成 19 年 3 月末日の過年度滞納分で申し上げますが、市税につきましては 1,077 人、1 億 6,460 万 7,803 円。国保税につきましては 1,376 人、4 億 9,736 万 5,396 円。それからただいま申し上げました保育料の過年度分でございますが、これは 38 人、536 万 9,270 円。それから介護保険料滞納分につきましては 156 人、332 万 2,600 円。下水道につきましては、これは企業団の方で名簿をつくっておりますので調定件数で申し上げますと 3,918 件で、滞納額は 1,164 万 999 円。農村排水施設使用料につきましては 17 万 8,320 円。それから学校給食費につきましては 4 人、10 万 7,895 円でございます。

私ども市といたしましては、税並びに税外収入を確保するのが第一でございます。市民の皆さんの公平の観点からも、そういったことで積極的な徴収をしなければならないということございまして、18 年度内に庁内において債権を有する課、あるいは関係する各課と

豊明市財源確保対策検討会を立ち上げました。これは収納課、税務課、保険年金課、児童福祉課、高齢者福祉課、下水道課、出納室、学校教育課、それと財政課も入ってございます。そういったところで豊明市財源確保対策検討会を立ち上げ、債権の未納防止に努める、情報交換、財源確保に向けた全庁的な対応姿勢の統一を図るために検討協議する場として組織いたしました。

本年4月からは、徴収職員の身分を明確にするために徴収職員証を付与し、それぞれの場において滞納整理事務を進めております。

今後も検討会を開催いたしまして、債権を有する課の協力協調体制を継続して、滞納者の情報、処分の手法等を交換することにより全庁的に未納防止、財源確保に努めてまいります。全庁的に取り上げて滞納整理を進めていく覚悟でございます。

以上、終わります。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

石川副市長。

No.66 ○副市長(石川源一君)

失礼しました。答弁漏れがございました。

本市職員に係る滞納者は、それぞれどの課もおりません。

終わります。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.68 ○21番(月岡修一議員)

相羽市長は初めての議会ですので、今回は私は極力難しい質問に至らないように、余り深みにはまらないように、そのつもりで質問を作成させていただきましたので、かなり時間がかかりました。

私は、かなり市職員の皆様の資質について数多く今まで言及をしてきております。その中で私は、市職員の皆様は優秀な人材だと、はっきりとこのように申し上げておりますので、その記録は当然残っております。しかし残念ながら、何かをきっかけにしなければその優秀な能力も本当に行政の中で反映できていないのが実態ではないかなと、このような思いもありました。つまりいわば電気ショック的に本当に危機感を持って、自分たちの能力を120%発揮しなければならない、そういう環境を与えられなければ本当に力が発揮でき

ないのかなと、そういう立ちを覚えていたのは事実です。豊明市も基本的にいけば財政が非常に厳しいと各部長が答弁をされております。私も非常に厳しいと感じております。ではどうするのか。市職員も国の方向でこれから定数も削減されていく中で、本当に十二分な能力を発揮していただかなければいけない。相羽市長には本当に一つの起爆剤になっていただきたい。

私は前回の議会の中でも、優秀な市職員であるからこそ、一般の民間会社へ派遣をして、そして民間会社の本当に寝食を忘れた利益を追求するそのような仕事の一端を体験して、そういった新しい風を行政の中に持ち込んで、大きな意識改革の一つのきっかけになればと提案をした記憶がございますが、残念ながらけんもほろろに簡単に否定をされました。

私自身の中では、本当に重要なことを過去 10 年間申し上げてきているつもりです。やはり今申し上げましたように、優秀な職員であっても、本当に十分な能力を発揮するには危機感と一つのきっかけが必要である。相羽市長のマニフェストに載っている選挙公約が、そのような起爆剤になればと思っております。そういった意味では、恐らく市職員、幹部の皆さんとはいろんなところで対峙しながら行政運営をしていかなければならない、そういった苦痛もあるでしょうけれども、何とぞ市長の持っている能力をフルに発揮していただいて、市職員の皆様の能力を覚せいさせて今まで以上に能力をフル回転させていただいて、豊明市の財政が安定化に向けて成り立っていくことを強く要望申し上げます。

したがって、市長としての具体的な手法、またはその意欲と考えをお聞かせいただきたいという項目に関しましては、今申し上げたことで、また次の機会に繰り延べをして議論を重ねていきたいと思っております。

ただ、市長は私が申し上げました下水道事業等の市債の大きな利息についてはまだ勉強中ということですので、私も深くは申し上げませんが、これだけ大きな利息を支払うことに何の抵抗も感じていないことに問題があるのではないですか。我々はすごい抵抗を感じています。この 40 億が、全部とは言いませんが、たとえ 1 割でも 2 割でも弱者のために使うことができたら有効に活用すべきです。たとえ国からの基金借入だとしても、どうにかして繰上償還をして利息を有効活用するというような意識を持たなければいけない。もう既にそういう時代に入っていることを私は認識をしていただきたく、あえてこういう問題を取り上げているわけですので、どうぞ相羽市長におかれましては、一度しっかりと一般会計、特別会計も含めて、さまざまな市の市債の現状を認識していただいて、何か打つ手があるだろうと、そういう認識のもとに有効な税収の用途に向けて力を注いでいただきたいと思えます。

それから、コンピューター関係ですけれども、市長は専門家でいらっしゃると思いますので私は余分なことを申し上げませんが、私は自分の与えられた知識の中でコンピューター関係の委託契約料とか保守点検料、ソフト制作料、そういったものが非常に高いと申し上げているのではなくて、私の周りにはたくさんの方々が、異常に高いと。「こんな行政の委託をしたら本当に会社はもうかってしょうがない、すぐに利益が上がる。どうしてこんなことをあな

たたちは黙っている、議員がどうして黙っているんだ。昨今の行政のソフト制作は難しくない。専門的にやっていたら大学生でもつくれますよ。もうそのような時代なのに、何でこんな何千万もかけてつくる必要があるのか、どうして豊明市で職員がつくらないんだ」と、そういうこともさんざん言われてきました。そういったことを総合して、私は1億を超える委託費用というものは非常に高額ではないかと、このように今まで申し上げてきたわけです。

この点に関しましても、まだ市長さんは日が浅いということで深くは入りませんが、何とぞみずからいろんな角度からこの金額を見ていただいて、本当に尊い税収が有効に生かされることをご検討していただきたいと思います。

私は最初に申し上げましたように、この「財政安定化に向けての取り組みについて」、これはシリーズとしてやらせていただきますので、これはずっと続くと思っております。そういった過程の中で、最終的には今頭の中にあることを申し上げなければいけないわけですが、今はその時期ではありませんので、順次具体的にまた質問として取り上げさせていただきます。

2つ目の滞納について、今、本当に新人の議員の皆さんも驚かれたと思いますが、これだけ大きな金額が滞納になっているわけです。片や財源の確保に苦労している。予算を組むにも各課において議論を尽くし、各事業の予算が取れなくて苦労しているということも聞いております。その一方でこれだけの金額が収入として入ってこない。当然、常識的に考えれば市民として、国民として支払う義務がありますよね。それが行政が相手ということで簡単に見過ごされている、これは事実ではありませんか。これが民間会社でしたら、あの手この手、多分事件に発展する可能性があるぐらいのところまで、際どいところまで追い詰めてでも必死に回収してくると思います。大変失礼ですけれども、税金であるがゆえに逆に年数が来てしまって、これはもう取り立てに行けないとか、そのような安易な考えが今まであるから、こういう実態を漫然と見過ごしてきているわけですよ。

しかし今、副市長は、新たな豊明市の財政確保に対して委員会を立ち上げたとおっしゃいますので期待をしますが、本当に支払う能力のない人もおみえになりますので、そういった中では乱暴な取り立てをしてこいと言うことはできませんが、しかし新聞やテレビ等で見ますと、先ほどある県の県営住宅の件を申し上げましたように、あえて条例の裏側を知って、何年辛抱すれば請求は来ない、そういった知識をフルに活用して払わない。ひどい人は1,000万円単位で何十年も払っていない。しかしそれとてその県の職員は見過ごしているわけですよね、知らん顔をしているわけです。私に言わせたら悪質ですよ。仕事をしてないということです。ですから、これからは非常に難しい取り立ても強いられるかもしれませんが、行政として今こういうふう懸命にやっているんですよと、本当に朝駆け夜駆けしてでも職員は一生懸命やっているんですよという姿勢をもっと市民に、議会に明確に示していただきたい。その部分を私は声を大にしてお願いを申し上げたいわけでありませぬ。

この点に関しまして再質問として、せつかく財源確保の委員会が立ち上がったそうですけれども、具体的にかなり厳しい催促を行うのか、今までとどの点が違うのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.70 ○総務部長(山本末富君)

市税の滞納につきまして、今、収納課を中心に今年の10月からは夜間の相談日を設けて、滞納してみえる方に市役所の方に夜お越しいただきまして、相談、あるいは納付の機会を拡大しております。もう一つはコンビニ収納でございますけれども、これも他市町で先行してやってみえる市町がありますので、ただ手数料が非常に高いものですから、その辺まだ検討の段階でございますけれども、こちらの方も検討しております。

以上でございます。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.72 ○21番(月岡修一議員)

はっきり申し上げて、私がおっしゃるような答弁で納得すると思っておりますか。前都築市長がよく「知恵を出せ、汗を流せ」と言われておりましたね。今おっしゃったことは受け身ですね。いろんな手法で払いやすい状況をつくるから、環境をつくるから払いなさいと。しかし、そのようなことだけでどれほどのパーセントで回収できると思っておりますか。私はもう大変失礼ですけれども、やはり汗を流していただかないとこういった問題をクリアすることは難しいと思っております。そういった意味から、やはりもっと担当課を超えて協力し合って、お互いに汗を流しながら税収確保の厳しさ、難しさに挑まなければいけないと思っております。そういった意識は持っていただけるのでしょうか、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.74 ○総務部長(山本末富君)

先ほどの答弁でちょっと欠落していた部分もございますので、補足的に再度ご答弁を申し上げます。

できる限りのことは既にもう、例えば給料の差し押さえでありますとか、生命保険の差し押さえ、そういったものは当然、以前からやっておき、今年からはできたら不動産の方も拡大していこうと、これは既にもう研究して取りかかる準備はしております。さらにその上に、先ほど申しましたように夜間の相談窓口を今年から開設すると、そういった意味での新規を先ほど申し上げたわけでございます。

それから、税の中でも国保、あるいは使用料、給食費、いろいろなものがございまして、例えばAさんという税の方で滞納がある方がありますと、今は縦割りでなかなか情報を共有してないですけれども、たまたまこの方が保育園に行っていて保育園の使用料があるとか、下水の使用料がある、あるいはその方のご両親は介護があるとか、どの税目、どの使用料が滞納になっているかというのが、各課単独ではわかりますが、横のつながりが今まで薄かった面がありまして情報が欠落している部分がございます。そういったものを補うために、先ほど副市長が申し上げたように財源確保の委員会をつくり、その中で、個人情報を守秘という部分もございましてけれども、その許される範囲内で情報を共有し合って、仮にAさんが来たらうちの課にも寄ってくれと、あるいはこちらの課にも寄ってほしいというような、そういった連携をとった中で、市役所に来たらなるべく一度で用を済ませるように、そういった情報の交換をしていきたいというふうに努めております。

以上で終わります。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.76 ○21番(月岡修一議員)

こんなにすばらしい答弁が準備されているのに、なぜ最初からそういう答弁をされないのか、ちょっと不思議に感じております。いずれにしても、今おっしゃったことをやはりもっと広く市民の方にも、議会にも公表されませんと、私のように誤解をしたままいる議員もおります。ですから、やはり何かの折にはそのような姿勢、行動を評価するためには公表していただきたいとお願いを申し上げます。

私は、とにかく相羽市長になって豊明がなぜか雰囲気が変わったと、市の職員も動きが変わったと、いい庁舎の雰囲気になりましたねと、市民からそう感じてほしい、そう受け取ってほしい、そういったことを非常に強く希望しております。そういった意味では、市長がおっしゃる民間の感性、そういったものをこの庁舎に持ち込んでいただいて、市の職員の能力が十二分に機能するような方向を選択していただければ幸いです。

また次に順次厳しい質問に切りかえながらやっていきますので、きょうのところは、ちょうど予定の時間が来ましたので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、21番 月岡修一議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時58分再開

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
4番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.79 ○4番(杉浦光男議員)

議長より指名されましたので、質問を開始いたします。

私の質問の前に、新しく市長になられた相羽市長に「おめでとう」の言葉を申し上げたいと思います。それから2回、3回と再選されました議員も、新しい気持ちできっと臨んでいると思います。もちろん私たち新米は、この一般質問そのものが非常に勉強になっておりました。私もこの2日間で非常に勉強になりました。それをもとに質問をさせていただきたいと思います。

その質問の内容は、教育問題です。今までは財政と福祉、厚生といった経済問題が中心でしたけれども、私の場合は教育の方が中心ですので、少し視点を変えてというか、頭を切りかえて一緒に考えていただけたらありがたいというふうに思います。

それから私は、ちょっとこれは質問する前の雑感になりますけれども、市内のあちらこちらで「豊明市の財政はちょっと厳しいぞ」と、マイナス、後ろ向きで発言される方がかなり多い。確かに厳しいことは皆さんの認識と同じであります。やはりそれは寂しいですね。自分がここで生きて、そして自分の子どもが生きて、孫が生きていくこの豊明が、幾ら今、現在がマイナスであっても、それをプラスに転換していくような発想というか、発言でもって本当に活力あるまちになっていくような言葉がひとり歩きすればいいわけですが、それがやや欠如している。欠如しているとはちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、悪いことはよく聞こえて、いいことは割合とすうっと抜けることがあります。だからそういう点を修復しながら皆さんともども、私も新米は先輩諸兄の何十倍も努力しなくてははいけませんけれども、やっていかななくてははいけないというふうに、これは本音で思っております。

それでは、質問をさせていただきます。少し目が悪い関係で、読ませていただくという部分がありますので、よろしくお願いいたします。

私たちは、児童生徒が学校で十分な学力を身につけ、健康で健やかに育ってくれること

を願っています。今日、地方分権が叫ばれる中、戦後の本当に大きな改正の一つと言われる教育基本法の改正、続いて学校教育法、教員免許法、地方教育行政法の教育改革関連の3法案が衆議院を通過しました。これは皆さんもご存じのとおりです。今まさに学校教育が大きくかじを切ろうとしております。児童生徒の置かれている学校教育は、重大な岐路に立っていると言っても過言ではありません。法律の中身や制度を変えることが本当に教育の再生につながるのか、学校現場の声を聞きながら検証していくことが重要であると私は考えております。私は、意欲的に学ぶことのできる地域に根差した学校づくりということを以前から主張してきました。選挙の公約にも掲げてまいりました。その重要性を私自身は意識しております。このことを実践するために、教育の改革、今こそ行政当局は今の学校の現状を正しく把握し、内容を市民に伝え、教育目標達成のために一步一步着実に前進して欲しいというふうに思っております。そこで、次から具体的な質問に入っていきますので、よろしくお願いいたします。

1つ、豊明市の児童生徒の学力について。普通、子どもを育てる場合は知徳体、知識、徳育、体力、全人的に育てよう、こう言っていますけれども、ここで取り上げているのは学力という面に視点を置いてください。

国際的な調査では、これはOECDの5～6年前の調査ですけれども、日本の児童生徒の学力はそれ以前の調査と比べて読解力が8位から14位、数学的応用力が1位から6位に下がったと言われます。これは皆さんもご存じのとおり。それと同時にいじめや非行の問題が大きくクローズアップされてきたというのも事実であろうかと思えます。児童生徒は、勉強でもいい、運動でもいい、そのほかの技術的なものでもいい、一つのことができますと、それをもとにして次の課題に取り組む意欲を持ちます。次の課題に挑戦していきます。できないと、そこでくしゃんです。できると次へ次へとはしご状です。私も長年児童生徒とつき合ってきました。私なりに児童の能力を最大限に伸ばそうと努力してきました。それは十分ではなかったかもしれませんが、そういうふうに努力してきました。

そこで、お尋ねします。私が先ほど言いましたように意欲を持って進めばどんどん伸びます。児童生徒の意欲化を図るためにどのような工夫をしているか。意欲化が成功すれば、教育の成果というか教育の満足度というのは、かなりこれはもう合格だというふうに考えていいと思えます。教育の中身が幾ら学力であっても、具体的な数値でぴたぴたと物差しで測ることはできませんので、そこらはざっくばらんに言っておりますけれども、意欲化が成功すればまず成功です。

次に、学力の問題と関連を持って、本年度4月24日に実施されました学力調査の結果の扱いについてです。結果を公表するかどうかお尋ねします。

次に、学習塾について、公教育とのかかわりに視点を当てて答えていただきたいと思えます。

学習塾といえば、その存在はだれでもわかっています。この議場におられる多くの方の子どもさんも、学習塾に通っている、または通った経験があらうかと思えます。現在の事実からすれば、塾の存在は否定することはできません。しかし、そのことが公教育にとって障

害になるということがあってはならないのです。塾の存在とありようは、今の社会と公教育が抱える矛盾と問題点をあらわしているようにも思えます。

次に、学校・教師と保護者の信頼関係の問題です。

信頼関係をもとにして学校と保護者が一体となって子どもを教え、育てるということは、今日ではより重要で、かつ課題であろうかと思われます。うまくいかない場合の一つの例ですが、学校への保護者のちょっとした誤解から不満が大きくなり、学校不信につながる場合も考えられます。何といたって信頼の確保は、公教育が教育の目標達成をいかに実現できるかにかかっていると言えます。信頼関係をつくり上げるために努力しておられることをお尋ねします。ちょっと抽象的になりましたが、ひとつよろしくお願ひいたします。

次に、毅然たる指導といわゆる体罰との違いをどのように考えておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

昨今文部科学省も、通達で今まで述べていた体罰的なことについての表現というか、そういうことを少し変化させてきたように私は考えております。ですので、とりわけ毅然たる指導と体罰の違いについてどう考えているか教えていただきたいと思ひます。

それから、教育問題では最後になりましたが、外国人との共生についてお尋ねします。

地球規模での人の交流の時代です。地域、学校にとって課題はあろうかと思ひます。豊明市多文化共生推進計画に沿って努力されていることを評価しますが、特に学校教育とのかかわりで今新しくやっていることがあれば教えていただきたい。また今後の施策について伺えれば幸いに思ひます。

教育関係は以上です。

続いて、勅使池整備事業についてです。愛知県が事業主体となって平成 24 年度完成を目標に事業が行われています。幾らかかってどうやってその工事が進んでいくかというようなプロセスについては、市当局から説明を受け、概略については理解させていただきました。しかし私が一番強く思っておりますのは、物をつくるときは、つくるまではかなり正確というか、きちんといくんですけれども、つくってしまった後が重要であって、つくってしまった後 10 年、20 年、30 年と使っていくわけです。勅使池の場合は公園ということになれば 100 年、本当に孫、ひ孫、その後先まで延々と続く内容ですので、その後の維持管理をどのようにしていくか。だからそういう維持管理を視点に入れて物をつくったり、ずばりその後の維持管理をどうしていくかということの細案は、今の段階ではできないかもしれませんが、より詳しいものがあるのが本来の姿ではないだろうかと思ひます。これはかなりお金を使う問題ですので、完成後の維持管理についての具体的な考えがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

それから、細かいことですが、現在完成したものをこの段階で使っていけるかどうか、使いたいなど。今私が申し上げたことと間接的ではか関係ありませんが、私はこういうことを聞きました。かなり高齢の方ですが、あの勅使池の周りの散歩道ができれば、昔から近くで育った勅使池なので、あの周りを歩いてそして死にたいと、八十数歳になった方がそう

いうことを言われました。その言葉からもわかるように、本当に市民の永遠の憩いの場所、体力づくりの場所、一つの自然的な文化の拠点になりますように、細かい立案計画、施工、それから完成後の維持管理の計画というものをよろしく願いをしたいというふうに思います。

やや抽象的な部分もありましたけれども、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.81 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、1点目の学校教育について4項目ご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

1点目の豊明の児童生徒の学力についてのうちの1点目の、児童生徒の学習の意欲化を図る件につきましてお答えさせていただきます。

議員もご承知のことと存じますが、豊明市教育委員会は5つの重点課題を設定しております。そこでは第1に授業改革を上げております。市から各校1名の補助教員を配置いただきまして、少人数指導事業に取り組んでいます。また県からも同様な配置をしていただいております。特別支援教育に関しましても、市から4名の特別支援員を配置していただいております。これらきめ細かな指導により児童生徒の学習意欲を高めるねらいで取り組んでおります。このほか重点課題に国語力の向上を掲げています。この点につきましては、各校が現職教育の課題として現在取り組んでいるところでございます。また教務主任、校務主任による主任会にて、国語力向上プロジェクトというテーマのもと、市立図書館の子ども読書推進計画ともリンクしながら、児童生徒の読む力の向上から国語力を高める取り組みを行っているところでございます。1年目の研究成果につきましては、間もなくホームページにてご紹介させていただく予定にしております。

2点目の学力調査の公表についてでございますが、ご案内のとおり4月24日に全国学力学習状況調査を実施いたしました。この調査の目的は、学力、学習の状況を把握し、授業や学習の改善に役立てることにあります。文部科学省は調査結果を9月をめどに提供するとしています。市教育委員会といたしましては、調査結果の公表について学校名を明らかにするような公表は考えておりません。

3点目の学習塾と公教育のかかわりについてですが、学習塾につきましては家庭学習の一つの選択肢であり、子ども自身や保護者の判断によるものでございます。学校といたしましては、子どもたちの家庭での学習や生活状況を理解するために、通塾の状況把握に努めております。

2点目の学校・教師と保護者の信頼関係についてですが、教育委員会の基本方針に、児童生徒に身につけさせたい力として、学ぶ意欲や基本を重視し主体的に学習する力、命を尊ぶとともに自他を大切にし心豊かな生活を築く力、心身ともに健康で志をたくましく切り開く力の3つを定めております。そして3つの力を育むための学校像として、児童生徒が通いたくなる学校、保護者、地域が通わせたい学校、教職員が勤めたい学校を定め、その位置づけに向けて懸命に努力しているところでございます。ご指摘のとおり、学校教育活動には児童生徒、保護者、さらに地域との信頼関係は欠かせません。学びの教育、心の教育のためにも、安心と安全を確保するためにも信頼関係、連携体制を一層高めたいと考えております。

3つ目の毅然たる指導と体罰についてでございます。

平成19年2月の文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」においても、改めて毅然とした対応を示しております。児童生徒の命の大切さや規範意識を育成するためにも、だめなことはだめといった姿勢で厳しくも温かい教育指導に当たることが肝要であると考えております。体罰については、学校教育法にあるとおり非違行為であり、許されざる行為であります。体罰は決してあってはならないことと、教職員等に指導の徹底を繰り返し図っているところでございます。

4点目の外国人児童生徒の教育についてです。

現在、豊明市の小中学校に就学しています外国人児童生徒は、小学校54名、中学校19名の計73名が就学しています。最も多く使用されている言語がポルトガル語であるため、ポルトガル語通訳者によって児童生徒や保護者等に対応しています。また、県が実施していますポルトガル語語学相談員による学期2～3回の訪問も実施しております。

学校では指導時間を工夫して、日本語の習得が不十分な児童生徒に対しては取り出し授業を実施して、日本語の指導を行っております。また愛知教育大学の学生による授業後の日本語指導についても、1校実施しております。

今後も、愛知教育大学や桜花学園大学との連携を生かしたり、地域の人材を活用したりして、児童生徒の日本語指導や日本での生活の適応を支援してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

終わります。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.83 ○経済建設部長(山崎 力君)

勅使池整備事業についてお尋ねをいただきましたので、回答を申し上げたいと思いません。

勅使池の全体事業につきましては、議員もご承知のように平成24年度完成を目指して

予定をさせていただいておりますので、詳しくは申し上げませんが、完成後の維持管理等についてお尋ねをいただきましたので、考え方を回答させていただきたいと思っております。

維持管理につきましては、当然ハード部門の部分がございまして、これはある一定期間は余り維持管理が要らない。その後については、行政の方が維持管理をしていくことになると思っております。そういった中で、勅使池全体の中で市民と行政が分担をしながら管理体制ができるものもあるだろう、そういった向きについては協働の管理体制をつくり上げていきたい、また地域の皆様方にもご協力を願いたいということを考えております。現在まだそういった部分の具体的なことは立案できておりませんが、今後そういったことで、例えば今「勅使池の自然保護と施設整備を考える会」というような会がございまして、そういったところと具体的な相談をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうには考えております。

さらに申し上げるなら、今年度より農水の関係で農地・水・環境保全向上対策事業というのが新しくスタートしましたので、勅使水系の管理もそこら辺とうまく融合できたらと考えておりますので、そういった部分についても今後協議をさせていただきたいというふうには考えております。

したがって、今ちょうど一部できた部分もございまして、これについては順次供用開始を図ってまいりたいと思っております。今年度につきましては、南側の堤帯部分、あるいは親水護岸、ハッ橋デッキ等が既に出来上がっておりますので、今、県と協議をしておりますが、今年度中には供用開始をして皆様方に使っていただきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁が終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.85 ○4番(杉浦光男議員)

よろしく申し上げます。

先ほどの一番最初に質問しました豊明の児童生徒の学力は大丈夫かということで、意欲化を図ってくださいよという私の提案ですけれども、具体的に答えていただきましてありがとうございました。

そのことと同時に、私は今、再質問で立っているわけですので、再質問という形でさせていただきますと、学力調査のことなんですが、開示はしないと。これは文科省も開示しないと、例外はなくてとにかく開示しない。そうすると、ちょっとイメージできないんですけれども、具体的にどうなりますか。文科省から各市町村には「豊明の学校の子どもたちはこうだ

ったよ」ということで、だあっと日本全国の子どもたちの順番がついて、あるいは市町村単位で順番がついてくるかしれませんが、知らせてきますよね。そうすると市町村の教育委員会はその結果をどうすることになりますか。具体的に文科省から「豊明のA子、B子、C子はこうだったよ」と来ます。そして豊明の教育委員会がそれを受け取りました。豊明の教育委員会はそれをどういうふう処理していくということになりますか。ちょっとその辺のことが本当にわからないので聞いているということで、申しわけありませんがその続きを述べていただければ回答になりますので、よろしくお願いいたします。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.87 ○教育長(青木三芳君)

学力学習状況調査の結果の公表といいますか、その活用がやはり一番大きな問題であるということは私自身も感じております。

まず、公表ということではありますが、これはこの調査自体は国が実施主体で、それから公立学校を設置する市の教育委員会並びに市ということになりますが、この場合は市の教育委員会といたしまして、こちらが参加主体という立場になります。実施主体の文部科学省の方は、行政技官の保有する情報の公開に関する法律に基づきまして、競争があおられるようなことがあっては正確な検査、調査、活用等ができない、損なわれるといったことを懸念して非開示情報とする。これは実施主体である文部科学省がそういう判断を示しているところであります。

何もかも公表しなかったらどうやって活用するんだという、そういった議員のお尋ねだろうと思いますが、当然、調査結果の1問1問についての正答率、それからばらつきの傾向、そういったものは公表されます。それから生活にかかわる状況調査等もあわせて質問手法という形で行っているわけですが、こちらの方につきましても、そういった状況等がわかるものは公表されます。これは学校段階での指導の改善と、それから子ども段階での学習の改善に生かす目的で行ってまいりますので、個々子どものデータは学校へ届きます。ですから、それに基づいて各学校にあってはきちっとした形でその学習改善、生活改善等に役立てていくということになります。ですから届けられる情報が全くないということではありません。

さらには国レベルにあっては、先ほど議員のお話にもございましたが、教育基本法等も改正され、教育3法等も今、審議されて、さらにそれに基づいて学習指導要領等の改正も急ピッチで進められているところであります。いいのかなというのが率直な私見ですが、それに対しての私見はちょっと置きまして、そういったもの等もありますので、国レベルとしても学習指導要領、教育課程を編成するに当たって役立てる。ですから、それぞれの段階で

意味ある生かし方をしていくということになります。

ご指摘をいただきましたとおり、私もこの活用というのが非常に大きな問題になると思ひまして、この6月から教育委員会と学校の職員等を中心として、研究会を立ち上げようということではじめの予定にしているところでございます。

以上です。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.89 ○4番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

今の質問に対してちょっと述べますと、届くところまではわかりましたので、よく言われるようにコンピューターで盗まれたとか、泥棒が入って盗んでいったとか、情報がずばっとなくなったということにならないように、それは教育活動だけではなくて何でも言えることですが、ご留意していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして質問ですけれども、今度は塾の方にいきます。

先ほどは、保護者の判断でという回答をいただきました。これはそのとおりだというふうには思ひますが、本当に塾の問題は古くて新しいというか、昔からそういう問題を引きずってきていると思ひますけれども、私が夜9時ぐらいに通っても、まだ延々と明かりがついて中学生が教室で勉強している姿を豊明市内でも見受けられるようになりました。それから塾との関係でいいますと、ゆとり教育との絡みの問題も出てきて、学校でゆとり教育で土曜日をなくしたので塾が大はやりになったとか、うそか本当か、ちょっとそれは具体的に検証したわけではありませぬけれども。それから聞くとところによりますと、これは小中学校というよりも高等学校というか、中学校でも一部どこかではあるそうですけれども、塾と公教育との共生みたいな感じで行われるとか。塾を話題にする問題は、「入試があるから塾は絶対はやるよ」とか、「ゆとり教育で土曜日がなくなったから塾がはやるよ」とか、「金持ちは塾へ行けるよ」とか、「だけど夜の9時や10時に女の子が1人で中学生が歩いている、ちょっと危険だなあ」とか、あるいは「塾で勉強しちやっただからもう学校で余り聞かんでも寝とってもいいわ」とか、塾を絡めていろんな話題というか、問題点というか、関連性がぽっぽと出てくるわけです。これはもう昔からの問題だと思ひますけれども。

その辺でちょっと本音でお聞きしたいんですけれども、多かれ少なかれ問題を抱えていると思ひますが、ちょっと言葉は悪いですが、塾によって物すごい障害があるぞというようなことが、もしありましたら教えていただきたい。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.91 ○教育長(青木三芳君)

議員のお考え等はおよそつかめたという気がいたしますが、今のご質問に対しては、私がお答えするすべはございません。これはもう塾はそれぞれの家庭で子どもたちとよく話し合っていて、責任を持ってお進めをいただく、これは家庭でもって責任を持ってやっていた以外はございません。もちろん塾へ行かせるというご家庭にあつては、これが子どもたちにとってプラスになると、もしプラスにならないということになった場合についてはどうするかということについても、十分話し合っていて決めていただいていると思いますし、取り組んでいただかなければならないものだと思っております。

お答えにはなりません、以上です。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.93 ○4番(杉浦光男議員)

次は、毅然たる指導と体罰との関係ですけれども、先ほど答えをいただいたんですけれども、私も長年教員をやっていて、この辺は非常に正直言って難しい問題で、体罰というと、皆さんもおよそは理解できると思いますが、それまで本当に一生懸命子どもを指導してきて、最後のところでピンとしてしまった。有形力を行使してしまった。そういうときに、それまで本当に指導を一生懸命にやってきて、それでも体罰でピンとやったのは許してもらえないわけです。感情のおもむくままにピンとやった場合は、これはまさに体罰そのものですけれども、それまで指導を一生懸命でやってきたのに、結果だけですべて問われてしまうというのは、体罰の問題を論議するときには、そういうのが前面に出てきますので、正直言って私個人は非常に残念だなという気がしていたわけです。

再質問ということですので、もう少し有形力の行使、これは何が体罰かというのは、最終的には裁判で裁判官の公権力で、規範力でもって決まったのが体罰なんです、その前に行政処分がありますので、行政が考える体罰というのは、大体どの辺が有形力の行使なのか、これもちょっと答えにくいかもしれませんが、それを聞きたいんです。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.95 ○教育長(青木三芳君)

先ほど部長の方からお答えさせていただいたように、どんな体罰であったとしても、これは絶対許されるものではありません。だから体罰を容認するというようなそういったムード、雰囲気というのは、私自身も感じておりますが、指導を厳しくするというのと体罰を容認するということは、全く区別して考えていかなければならないと思います。当然、先ほど有形力の行使というような、そういったお話等がございましたが、これはもう身体に対する危害が加えられたら、殴る、ける、当然体罰であります。それから精神的な苦痛というのも体罰の範疇になっております。例えば同じ姿勢でずーっと座らせる、これも当然体罰であります。

体罰になるかならないかというようなことは、法的な措置によるものではなくて、法によって定められておりますので、コンプライアンスではありませんが、法令遵守で各学校にあつては進めていくべきものであります。

それよりも何よりも、その生徒との人間関係をつくることが最大のテーマ、それから保護者の方等との信頼関係をつくっていくことが最大のテーマでありますので、その段階へ行き着くまでには、何度となく手が打たれたり、話し合いの場が持たれたりしているわけですので、そういった中で保護者の方との信頼関係、それから子どもたちとの人間関係、これを高めていくことに最大限の努力を払っていくことが必要ですが、万が一そういったことが起きてしまったというようなことになれば、これは肅々と法に従って受けていくということになります。

以上です。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.97 ○4番(杉浦光男議員)

教育の方からちょっと離れまして、勅使池整備事業の方ですけれども、先ほど「勅使池の自然保護と施設整備を考える会」、そういう一つの団体名を言われましたね。そういう会があるということをお聞きしました。もう少しその会を具体的に言っただけですか。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.99 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほど申し上げました会は、勅使地域の方々がメンバーになりまして「勅使池の自然保

護と施設整備を考える会」という会があるわけですが、そういったところも含めて、先ほど申し上げましたような今後の管理体制を協議をさせていただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.101 ○4番(杉浦光男議員)

再々になってしまいますけれども、その会ですが、今お聞きして、その会が有効に働けば、機能すればかなりいいものができていかなという気はしておりますが、その会の構成というのは、例えば自然に対する専門家とか、施設設備に対する専門家とか、管理運営に対するプロフェッショナルな方とかいろいろあると思っておりますけれども、そのメンバーにはどういう方が入ってみえますか。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.103 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほど申し上げましたメンバーの方々でございますが、例えば市の方で市史編さんをしていただいております方とか、それから勅使の関係の水利組合の関係の人たち、それから勅使池を整備するときに実施計画を検討していただきましたので、そういった方々がメンバーになりまして、約10名ほどでこういった会ができ上がっております。

終わります。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.105 ○4番(杉浦光男議員)

もう一度教育の方に戻ります。申しわけありません。

信頼関係のことですけれども、地域の信頼関係ということを強調されて、なるほどなというふうに思いました。やはり地域からその学校が支持されているということは、その学校の

先生も支持されているし、そのまちの教育委員会も支持されている。やはり地域があって学校がある、学校があって地域があるということ、地域に根差した学校ということを言われて十分に納得しました。

一つ、物すごく細かいことですが、この前、地域の子どもに声をかけようと思って名前を見たら、名札が裏になっていたわけです。「これはどうしたの」と言ったら、「学校では表にするけど、地域に帰ると裏にするんだよ」と言ったから、「あれっ」と思ったんです。地域住民である杉浦光男にとっては、表で会って「ああ、山盛花子さんだな」というふうにずっとわかれば、「山盛さん、こんにちは」と声をかけるんですが、名札が真っ白でしたので「あれっ」と思ったんですけれども、何かそういうところの意図とかあったら教えていただきたい。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.107 ○教育長(青木三芳君)

地域、それから家庭、学校、そして私どもの行政機関、警察を含めまして四者連携ということで、ここのところ進めさせていただいております。ご案内のとおり、「さわやか一声運動」もその趣旨のもとに進められておりますし、それから昨年度「おやじフォーラム」ということで、お父さん方の力を大いに引き出そうというようなことで進めておりますが、それもすべて保護者、そして地域の力を引き出そうというものです。

今の名札の件であります、これは大変痛しかゆしのところが実はあつたりします。今、議員の方からご指摘をいただきましたように、登下校の最中であつたとしても、名札をつけていくことによって、地域の方にその子がだれだということを知っていただくことができます。もちろん地域の方々等は名札をつけていらっやいませんで、子どもからこの方がどなたかということを知るためには、これは何度となく顔を合わせて顔なじみになっていただくということになってきますが、逆にこの名札が、今度は子どもの安全を守るという視点から見ていったときに、そういうやからから容易に声がかけられる。「だれだれ君」ということがすぐわかります。ほかの子どもを見て、「今だれだれ君からちょっと話を聞いたんだけれども、だれだれ君どう？」というような、子どもたちにふっとすき間をつくらせるような、そういった対応等も残念ながら心配されるような状況であります。ですからほとんどの今の学校は、校内では名札をつけて、そして帰っていくときには名札を置いていくか、あるいは裏返して帰っていくというような、そういった方法をとっているところが多いというのが現状であります。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.109 ○4番(杉浦光男議員)

再質問というよりも、答えはいただかなくても結構ですが、きょうはちょっと時間が余ってしまいましたけれども、私が新米で下手でありましたので、十分質問ができなかったということがあります。私の思いは、教育問題を中心に、豊明で育てて大人になって、またその子どもが豊明で育っていくという、その子どもたちをいかに育てるかということで問題を提起し、答えていただきました。その評価はさまざまであろうかと思えますけれども、その一端がわかっただけで大変ありがたく、私も教職の場を離れて、もうかなりになりますので、わからなかったことを教えていただきました。今後とも教育問題に目を向けながら、教育委員会がますます豊明の子どもたちのために活躍し、よく先取りするというか、いい意味で活躍していただけることを議員個人としては願っておりますので、よろしくお願いいたします。

これは答えは要りません。ありがとうございました。すべて終わります。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

豊明市議会会議規則第10条第1項の規定により、明6月9日及び6月10日を休会とし、6月11日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時43分散会

